

丸島委員提出資料

法曹養成制度の整備充実のために

法曹養成の新たな理念・制度

司法制度改革

制度的基盤の整備

人的基盤の拡充

国民的基盤の確立

法科大学院を中核とする 新たな法曹養成制度

広く国民のために活躍しうる、豊かな質をもった担い手を数多く生み出す。法曹養成に特化し、理論と実務を結合した実践的な教育を行う法科大学院で深く学ぶことを通じて、真の力量を身につける。そうした人材が、司法の分野のほか、国・自治体の公務、企業団体、国際分野など多くの分野で活躍する。

法曹養成の課題

法科大学院を中核とする法曹養成過程の理念に沿った見直しを司法の制度基盤の整備と法曹の活動領域の拡大に向けて個人の経済的負担を過大なものとしないうために

リスクの高い制度

法科大学院志望者の大幅減少
多様な人材確保が困難

目指すべきとされた豊かな質の確保に困難

法科大学院を中核とする法曹養成過程の理念に沿った見直しを

専門職大学院にふさわしい教育の充実

法科大学院の定員の大幅な削減が必要

全国での地域適正配置の観点

司法試験は法科大学院の教育成果を確認する試験

司法修習のあり方や位置づけを検討し、必要な見直しを

司法の制度基盤の整備と法曹の活動領域の拡大に向けて

国民の権利擁護のためより実効的に活動ができるよう司法の基盤整備が必要

法曹資格取得後の活動領域の拡大に向けた制度的な仕組みが必要

個人の経済的負担を過大なものとしないうために

法曹志望者の抱える大きなリスクの一つは経済的負担の増大。

- 法科大学院の統廃合を前提に法科大学院に対する財政措置を含む支援策
- 法科大学院の学生に対する奨学金制度の充実、授業料減免制度の拡充
- 司法修習の役割を踏まえ、合理的な見直しを図りつつ給費制の維持を

今後の法曹人口政策のあり方

数の多寡のみを論ずるのではなく、司法改革の全体的な進展とバランスのとれた一体的な前進が必要です。

急激な法曹人口増加による問題の解消を図り、増加のあり方をゆるやかなものに見直すため、法曹養成制度全体の見直しと合わせて、毎年の司法試験合格者数についても相当数の削減が必要です。

法曹人口の増加のあり方については、法曹の役割と活動領域の拡大の状況、司法・法曹に対する需要と司法アクセスの整備・拡充の状況、法曹養成制度の整備・充実の状況、裁判官・検察官の大幅増員を初めとする人的体制の充実など、司法の人的・制度的基盤を一体的・総合的に拡充・整備し、前進を図ることとの関連で論ぜられるべきです。

法曹養成制度の整備充実のために

(2011・6・15 丸島俊介)

1 1990年代から21世紀に向けての司法改革の取組み

- (1) 80年代後半から、世界も日本も大きな変革の時代を迎えつつありました。
政治・行政・立法・経済・社会構造その他全般にわたる様々な見直しの動きが進みました。
その中であって、市民・国民の権利自由を十全に保障し、公正な社会を運営していくという観点から、わが国の司法・法曹がより一層大きな役割を果たすべきだとする議論が高まってまいりました。
司法改革は、司法が立法・行政などと並び、わが国社会の公共性を支える柱となるべきこと、そのための司法機能の強化と法曹の役割の拡大、法曹の公共的・公益的役割の重要性などとして論じられてきました。
司法改革は、本質的には、国民の司法、国民のための法曹養成ということにあるのだらうと思います。
- (2) 司法改革の数多くの取組みの中で、例えば、刑事司法の分野では、逮捕・勾留された被疑者の一部にしか弁護人がいなかった時代から、弁護士会の当番弁護士制度を経て、新たに被疑者国選弁護制度が生まれました。今や、7万人以上の被疑者に弁護士がつく時代となっています。
また、長く職業的裁判官のみに委ねられてきた法廷に、戦後初めて市民が立つ時代となりました。刑事裁判は、少しずつ変わり始めています。
- (3) 弁護士会の基金だけで運営されてきた法律扶助制度も、その整備・充実を図ることが国の責務であることが明らかにされました。貧困故に司法手続にアクセスできなかった多くの方々が、法律扶助制度の整備に伴い、目指すものとの関係ではまだ徐々にではありますが、自らの権利を守る道が少しずつ開かれるようになってきています。
また、国の制度の対象とならない事件については、弁護士会の基金により、引き続き支援制度が作られています。
- (4) 民事司法・行政裁判・その他の裁判手続や裁判官制度の分野についてみると、民事裁判件数は一部を除いて増加しておらず、行政訴訟件数も極めて少ない状態のままであり、裁判制度全体として、部分的な改革の緒についたばかりの状態にあります。
そのほか、弁護士の活動領域の拡大に関する課題なども含め、基本理念や基本方向は提示され、あるいは様々な問題提起はされたものの、未だ十分な制度整備が進まず、前進が求められている分野が数多くあります。
また、新たな理念の下に、新たな制度がスタートしたものの問題が生じている分野があります。法曹養成制度は、そのような重要課題の一つであります。

(5) 今次司法改革は、制度的基盤の充実・人的基盤の充実・国民的基盤の確立などを、全体として一体として前進させることを求めてきました。そしてその中でも、制度を担う「人」の点に着目し、司法を担う人材養成の面で大きな改革に着手し、各方面で大変な努力が積み重ねられてきています。

幅広い分野で活躍する豊かな質をもった担い手を数多くという観点から、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度が生み出されましたが、この新たな制度が順調に成熟するか否かは、国民のための司法改革の成否に関わる重要な鍵となっています。

資源の乏しいわが国において、人材に投資し、公共の財産として育てることは今日のわが国社会の重要課題ともなっています。

それは、一人法曹にとどまらず、幅広い公益性をもった様々な領域の専門職が、国民のため、国内外に活躍することが、わが国社会の発展にとって不可欠の要請になっているからでもあります。

近隣アジア諸国を初め、世界各国が、法曹を含む専門職の養成に格別に力をいれているのもこうした現れの一つであると思います。

2 法曹養成の新たな理念・制度と今日の課題

(1) 新しい法曹養成制度は、これを通じて、多様な経験を持った意欲に溢れる多数の新法曹を生み出し始めています。

かつて、わが国では、十分な法曹養成過程は整備されておらず、多くの若者は、予備校に依拠するなど、長年にわたる個人的努力の積み重ねによってこの道を目指しました。

今日、本格的な法曹養成過程を築こうとする初めての試みが進められていますが、わが国の法曹養成の歴史に照らし、また司法制度全体の改革論との関係で、その積極的な意義をまずは十分に確認しておく必要があると思います。

(2) しかしながら、そのような制度であればこそ、近時の法曹養成の全体状況に対し、多くの指摘がされるようになってきていることは、重大な問題としてとらえなければなりません。そして、その推移いかんによっては、今次改革の全体を左右しかねない懸念があり、これを回避するためにも、早期の改善が強く求められています。

法曹養成制度を巡る問題の基本、それは、合格者数の増加が進んできた一方で、近時法科大学院志望者が大幅に減少し、とりわけ多様な人材を確保するとの視点が弱まり、所期の目標、すなわち新たな制度により目指すべきとされた豊かな質を確保するとの目標の実現に大きな懸念が生じているという点にあります。最近発表された法科大学院の受験者数・合格者数、その内訳分布などからも、そうした懸念を一層強めるものとなっています。

(3) 何故そのようになり始めているのか。志ある法曹志望者にとって、新たな制度が大変リスクの高い制度と見られ始め、それが一層進行しているということです。

そして、その解決のためには、これらのリスクを除去し、多くの有為な人材が法科大学院に進学し、法曹を目指したい、そして、広く国民のために活動したい、そのような志を実現する客観的状況、そのための基盤を創り出す必要が喫緊に求められています。

法曹養成に特化し、理論と実務を結合した少人数・双方向の実践的な教育を行う法科大学院において、幅広く深く学ぶこと、そして、そのことを通じて、真の力量を身につけ、受験に特化した格別の対策をとることなく法曹資格を取得できるようになるためには、様々な改善が図られなければなりません。

さらに、そうした学びを生かす活動の場が、司法手続においても、国・自治体の公務・企業団体等、国際分野の場においても様々に開かれていなければなりません。

言うならば、改革論の当初に想定されたスキームを回復する必要があります。

3 理念に沿った見直しが必要な法科大学院と司法試験・司法修習

- (1) 法科大学院が、少人数・双方向・多方向、理論と実務を架橋した実務法律家の養成に特化した専門職大学院という、所期の理念に沿ったよりよい教育の充実を図るため、なすべきことは多くあると思われまます。

新しい法科大学院制度を支えるわが国の人的インフラの状況等を踏まえるならば、70数校に及ぶ法科大学院の設立は明らかに過大でありました。

その意味で、教育体制の充実を図るため、当面、現状の大学数や定員数を見直すこと、すなわち、法科大学院の総定員数の大幅な削減が必要です。

法科大学院の統廃合などを通じて定員を大幅に削減し、全体的な教育の質を高めるとともに、そこで日々懸命に学び法曹となるための総合的な力を身につけ、格別の試験勉強に重点を置くことなく、法曹資格を得ることができるという仕組みを確保しなければなりません。

法科大学院における教員・学生・教育方法・カリキュラム・評価・法曹資格の取得など、諸々のあり方の検討も必要でしょう。

- (2) 法科大学院の統廃合という時、東京・大阪圏への集中ではなく、全国での地域適正配置の観点が極めて重要です。
- (3) また、司法試験は、法科大学院の教育成果を確認するという本来の位置づけを取り戻すように、その内容や方式についても検討が必要です。
- (4) さらに、司法修習についても、法科大学院を中核とする新たな体制の中で、そのあり方や位置づけを再検討し、法科大学院教育との連携をはかる観点からの改善が必要だろうと思います。

4 司法の制度基盤の整備と法曹の活動領域の拡大に向けて

(1) 法曹養成の問題は、同時に、法曹資格取得後の活動領域の問題、いわゆる出口の問題についても、多くの課題があり、取組みの強化が求められています。

多様な人材の確保のための法曹養成は、同時に、多様な活動領域がなければ意味をもちません。

(2) 伝統的な司法の分野において、法曹が国民の権利擁護のためより実効的に活動できるよう民事・行政訴訟、裁判手続、裁判官制度などを初め、様々な面での司法の基盤整備の必要があります。

また、司法制度改革審議会が強調したように、法曹の活動領域の拡大を進めるため、国・自治体、企業・団体、国際分野など組織内を含め弁護士の一層の活用促進策がはかれなければなりません。そのためには、現状の個々の努力に止まることなく、より抜本的な対策を図るため、具体的・制度的な仕組みの創設に向けた措置が必要であると考えます。

5 経済的負担を過大なものとしないうために

(1) 法曹志望者の抱える大きなリスクの一つは、経済的負担の増大の問題です。

いうまでもなく、幅広い国民の方々の権利・自由・財産に関わる専門職である法曹は、幅広い国民各層を背景とした人材の確保が強く求められています。

一定の経済条件のある者だけが職の多数を占めるということになれば、国民のための法曹の基盤を大きく揺るがすことになるでしょう。

(2) 法科大学院教育は、高い質の実務家養成教育を目指すものです。

そこに相当のコストを要することは言うまでもありません。そして、国が、社会が、こうした専門職の人材養成をどの様に積極的に担うのか、そのことが今日の時代に問われていると思います。

これは、繰り返しになりますが、法曹のみならず、公共的役割を担う専門職全体の養成に関わる課題であります。

(3) その観点から、法科大学院の統廃合を前提としつつ、法科大学院に対し、その存立・運営に関わる財政措置を含む支援策が、より一層強力に講じられる必要があるだろうと思います。

そして、法科大学院それ自体だけでなく、個々の学生に対する、奨学金制度の充実、授業料減免制度の拡充が不可欠でありましょう。

(4) そして、修習生の給費又は貸与の問題です。

昨年秋、各政党・国会においても議論され、審議も頂き、法曹養成制度全体の中で、

十分な議論をするよう決議もされました。

法科大学院の学費負担は個人負担であります。司法試験合格後の司法修習をどのように考えるべきでしょうか。

新たな法曹養成制度の導入と共に、司法修習は期間を1年に短縮すると共に、座学ではなく、裁判・検察・法律事務所等の現場における具体的事案に関わり、法曹三者の準備過程の実務研鑽の場としての性格をより一層強めております。

貸与も一つの支援策だという意見もありますが、本質的には、貸与も負担を修習生個人に帰する制度であります。

新しい法曹養成制度の下で、専門職大学院としての法科大学院を卒業し、厳格な国家試験により「法曹となろうとする者に必要な学識・能力」があると判定された者に対し、国による研修が行われます。その司法修習とは何か、その期間の負担をも個人に帰すべきものとすべきか否か、そのような問題であろうと思います。

- (5) 原則3年の法科大学院を発足させ、卒業後約8か月間の国家試験期間を経て、合格後さらに1年間、専念義務を課した国による修習を重ねる。

法曹養成制度改革の過程で、わが国は、新たな制度と従前のシステムを結合しつつ、このような厳格なシステムを採用しました。そして、この4年8か月間の期間の全てを通じて、そのコストを最終的に個人負担させるとするのであれば、こうした制度は、国際的に見ても他に例はないものとなるでしょう。このような制度が、これまで述べた法曹養成の趣旨に叶ったものであるかどうか、誤りなきよう、十分な検討が必要であろうと思います。

司法の現場で具体的事件に関わりつつ実施されている国の司法修習制度というものの基本的な位置づけ・役割・性格等を踏まえ、現行の給費制の内容をより合理的なものに見直しつつも、司法修習生に対しては、貸与ではなく、原則的に給付を行うべきものであると考えます。

6 法曹人口の急激な増加と今後の法曹人口政策のあり方

- (1) 法曹人口を巡っては様々な議論が行われています。ことは、数の多寡のみを論ずるのではなく、司法改革の全体的な進展、バランスのとれた一体的な前進が必要であります。

- (2) 司法制度改革の政府の推進計画では、「法曹養成制度の整備状況を見定めながら」、「2010年頃には毎年新規法曹3000人程度輩出することを目指す」とされましたが、その当面の方針は、すでに2010年を経過して、前提を欠く状況にある現実にあります。

かつて合格者数が500名程度であった時代を踏まえると、毎年新規法曹が例えば、1000名、1500名、2000名程度であったとしても、全体としての法曹人口が増加していくことは間違いのないところであります。

問題は、その法曹人口増加のあり方を、どのようにするのか。急激な増加により問題

が生じているのであれば、どのような増加のあり方としていくかを検討すべきであるとの指摘は、多くの論者が述べられているとおりであろうと思われます。

その観点から、法曹養成制度全体の見直しと合わせて、毎年の司法試験合格者の数についても、相当数の削減が必要との意見が日弁連からも出されているところであります。

- (3) いずれにしても、法曹人口の増加のあり方については、ワーキングチームのとりまとめでも同旨の整理がされていますが、法曹の役割と活動領域の拡大の状況、司法・法曹に対する需要と司法アクセスの整備・拡充の状況、法曹養成制度の整備・充実の状況、裁判官・検察官の大幅増員を初めとする人的体制の充実など、司法の人的・制度的基盤を一体的・総合的に拡充・整備し、前進を図ることとの関連で論ぜられるべきであろうと思います。

7 司法改革全体の着実な前進・発展のために

- (1) 司法改革は、理念を高く掲げ、そのための制度を築くことによって、精力的な活動がスタートし、様々な取組みが進められてきました。

今後も引き続きその観点を確立しながらも、他方で、今、新たな制度を運営する中で現実に生じている問題に対処し、これを克服しつつ、全体としてのバランスを確保しつつ着実な前進を図ることこそが強く求められています。

- (2) その意味において、法曹養成の課題は、かつて1990年代に議論されたように、法曹養成と法曹人口の問題のみを司法制度全体と切り離して限定的に議論することでは行き詰まることが必至であります。

広く、司法の役割、司法の制度的基盤の整備、国民的基盤の確立などの諸課題と合わせ、全体を有機的・一体的のものとして、全体を制度的にも実務的にも着実に前進させていくという観点から取り組むことが極めて重要であると考えます。

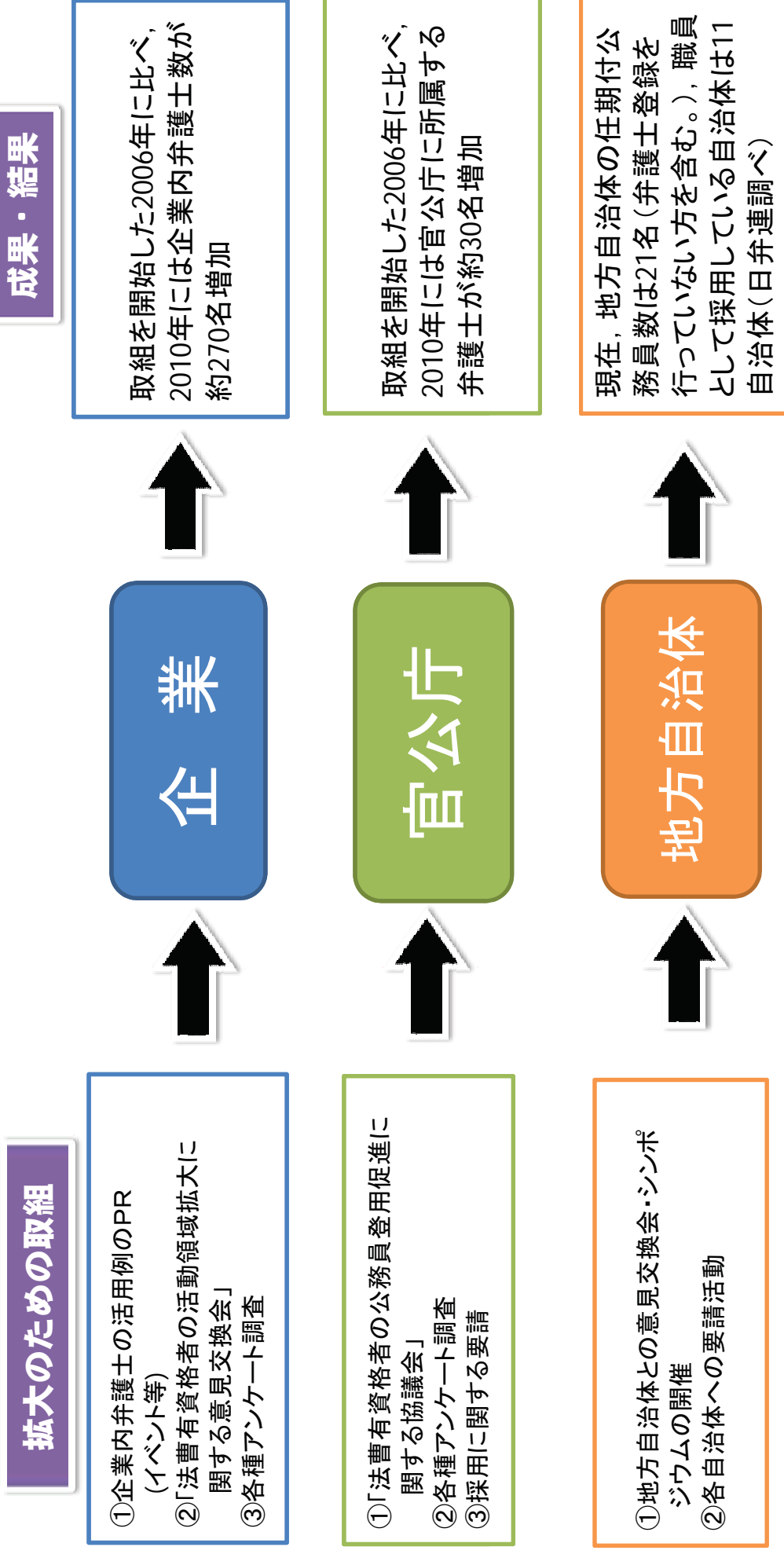
- (*なお、お手元のピンクの資料の中に、法曹養成制度の改善に関する日弁連の2009年1月提言、2011年3月提言などがありますので、ご参照下さい。)

以上

第2回 2011年6月15日
 法曹の養成に関するフォーラム
 日本弁護士連合会 資料

資料No	内 容		頁
1	活動領域	弁護士の活動領域拡大に関する日弁連の取組	1
2		弁護士の活動領域の広がりについて(弁護士白書2010年度から抜粋)	11
3	パンフレット	弁護士のための華麗なるキャリアプラン 挑戦ガイドブック(2007年10月発行)	別冊
4		そこが知りたい企業内弁護士10問10答(2007年7月発行)	別冊
5		緊急提言 法曹養成制度の改善方策について(2011年5月発行)	別冊
6		法曹人口政策に関する緊急提言・関連資料(2011年3月発行)	別冊
7		ご存じですか？日弁連はこんな活動をしています(2011年3月発行)	別冊
8		法科大学院進学を考える皆さんへ～ご存知ですか？法科大学院生に対する様々な支援制度(2011年2月発行)	別冊

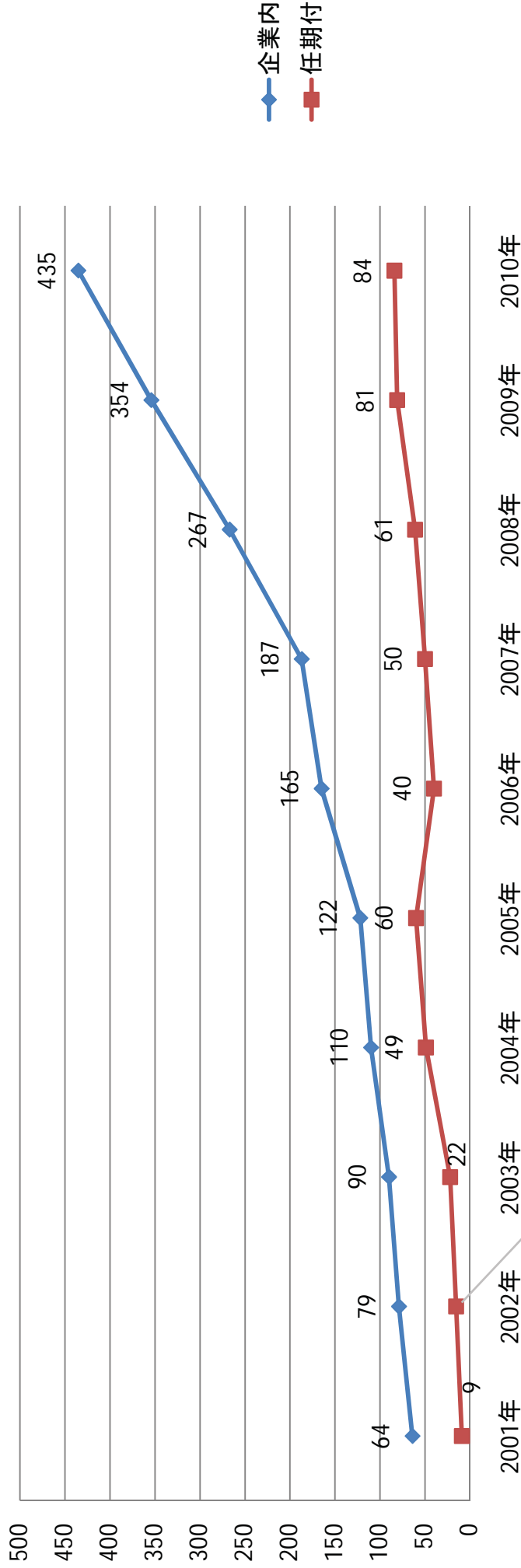
弁護士活動領域拡大に関する日弁連の取組



※弁護士・司法修習生・法科大学院生等に対しての活動

- ① パンフレット・シンポジウムでの多様なキャリアプランの紹介
- ② 求人求職情報サイトの設置, メールマガジン発行等の情報提供

組織内弁護士数の推移



※2002年は任期付公務員人数のデータなし

【注】1. 企業内弁護士数は、日弁連データをもとにJILA(日本組織内弁護士協会)調べによるもの。
 2. 任期付公務員数は、日弁連調べによるもので、調査年月について以下のとおり。
 2001年9月1日、2002年データなし、2003年1月1年、2004年8月、2005年5月、2006年12月、
 2007年～2010年は6月現在、

★自治体の任期付公務員数

登用自治体	11
登用人数	21名

※日弁連調べ(2011年6月時点)

※弁護士登録を行っていない方も含まれている。

※非常勤職員は含まれていない(一般職員・任期付職員のみ)。

弁護士の活動領域拡大に関する日弁連の取組

日弁連は、2006年6月、活動領域拡大問題に関する検討チームとして、弁護士業務総合推進センター内に「任期付公務員・企業内弁護士促進PT」を立ち上げた。同PTは、その後、発展的に改組・再編を重ね、現在、若手法曹サポートセンター内の「組織内弁護士サポートPT」として活動を継続している。同PTが対象としている活動領域は、企業・官公庁・地方自治体であり、その具体的な取組は以下のとおりである。

第1 基礎調査

1 アンケート調査

2006年

①企業・官公庁・地方自治体アンケート調査（2006.10～11）

三者を合わせた今後5年間の採用予定人数が108～232名強にとどまり、いずれも弁護士採用予定数が想像以上に少ないことが明らかとなった。

②転職希望・関心度アンケート調査（2006.12）

司法研修所卒業後15年までの弁護士が対象。35%が企業・行政庁・国際機関への転職に興味を示しており、希望先の割合は、行政庁が34%、企業が20%、国際機関が15%、どれでもよいが31%であった。

2007年

③現役組織内弁護士・企業内弁護士経験者へのアンケート調査（2007.4～5）

所属企業の属性、所属部署、職場環境・待遇、動機・見通しといった実態を調査。企業内弁護士の満足度が高く、勤務継続を希望する者が多いことが明らかとなった。

④現役公務員・公務員経験者へのアンケート調査（2007.4～5）

官公庁での勤務に関する実態を調査。満足度の高さが表れた結果となった。

2009年

⑤現役企業内弁護士に関するアンケート調査（2009.9～10）

③の後続調査。公益活動義務の弾力的運用が検討課題として指摘された。また、新人ないしそれに近い弁護士の割合が増えたものの、一定の弁護士経験を積んでから企業に入った方がよいとする意見が最多数であった。

⑥企業内弁護士採用に関するアンケート調査（2009.11～12）

①の企業向けアンケート調査の後続調査。新人採用傾向の増加、企業内弁護士に対する高い満足度が現れたものの、弁護士を採用しておらず、具体的な採用予定もない企業が大多数であり、①と比べて際立った変化は見られなかった。

2 ヒアリング調査（2008.11～12）

①公務員登用促進のためのヒアリング調査

官公庁（任期付公務員：8名、官公庁担当者：2名）

地方自治体（勤務弁護士：1名、首長：2名）

第2 提言

「組織内弁護士の普及促進への取り組みについて」(2007. 2)

上記第1①の結果を踏まえ、対外的な相互理解、人材育成、需給マッチング、会内における理解の促進等に取り組むことを表明するとともに、組織内弁護士の活用について理解と支援を求める文書を関係機関（法務省、日本経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国知事会、全国市長会、法科大学院協会、大規模法科大学院等）に送付した。

第3 企業に関する取組

①「企業経営の新しい課題と企業法務、企業内弁護士に関するシンポジウム」 (2007. 7)

主催：日弁連／共催：法務省、日本経団連／後援：日本商工会議所、経済同友会

②弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」開催(2007. 10)

札幌市で開催された業務改革シンポジウムにおいて、若手弁護士向けに企業内弁護士等への挑戦を呼びかけた。

③組織内弁護士推進のための全国キャラバン（シンポジウム）

- 第1回(2008. 9) 名古屋 企業35社45名参加
- 第2回(2009. 2) 福岡 企業7社8名参加
- 第3回(2009. 6) 広島 企業8社11名参加
- 第4回(2009. 8) 札幌 企業4社5名参加
- 第5回(2009. 11) 仙台 企業16社26名参加
- 第6回(2010. 2) 高松 企業12社16名参加
- 第7回(2010. 4) 大阪 企業37社48名参加

⑥法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会(2008. 9～)

日弁連、法務省、文部科学省、日本経団連、法科大学院協会の五者間で2008年9月～12月にかけて計4回の意見交換会を開催し、その取りまとめとして、企業における法曹有資格者の採用促進のためにそれぞれが取り組むべき方策等を発表した。また、その後も各団体・機関の取組について報告・意見交換を継続している(現在までに計8回)。

⑨法曹有資格者の採用に関する緊急要請の実施(2010. 7)

要請先：法務省、日本経団連、経済同友会、経営法友会

⑫シンポジウム「組織内弁護士の魅力と求められる人材－法科大学院生が知っておくべきこと」を開催予定(2011. 7)

⑬シンポジウム「組織内弁護士の魅力と求められる人材－司法試験合格者へのメッセージ」を開催予定(2011. 10)

第4 官公庁に関する取組

①弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」開催(2007. 10)

既述。

②法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会(2008. 11～2009. 4)

国家公務員制度改革推進本部事務局、人事院、総務省人事・恩給局、総務省自治行政局、文

部科学省，法務省の間で 2008 年 11 月～ 2009 年 4 月にかけて協議会が開催され，日弁連もヒアリングに出席した。その取りまとめにおいて，法曹有資格者をこれまで以上に広く公務員として登用し活用するため，政府が法科大学院協会や日弁連の取組に対し必要に応じた協力をするとともに，関係省庁間で連携して必要な施策や検証を行っていくことが確認された。

③法曹有資格者の採用に関する緊急要請の実施（2010. 7）

既述。

④メールマガジン「任期付公務員等キャリアマガジン」の発行（2009. 11～）

第 5 地方自治体に関する取組

①弁護士業務改革シンポジウム第 2 分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」開催（2007. 10）

既述。

②組織内弁護士推進全国キャラバン（シンポジウム）・地方自治体との意見交換会

・シンポジウム

第 1 回（2008. 9） 名古屋 7 自治体 8 名参加

第 2 回（2009. 2） 福岡 4 自治体 6 名参加

第 3 回（2009. 6） 広島 3 自治体 3 名参加

第 4 回（2009. 8） 札幌 7 自治体 8 名参加

・意見交換会（シンポジウムに合わせて開催）

名古屋（第 1 回），札幌（第 2 回），広島（第 3 回），大阪（第 7 回）

③法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会（2008. 11～2009. 4）

既述。

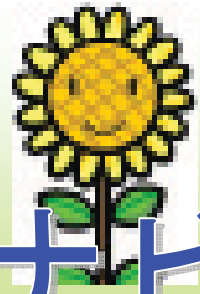
④メールマガジン「任期付公務員等キャリアマガジン」の発行（2009. 11～）

⑤「地方自治体人事委員会を招いての自治体公務員登用シンポジウム」（2009. 12）

⑥神奈川県市長会総務部会において法曹有資格者の登用促進の要請（2011. 1）

⑦神奈川県町村会長会会議において法曹有資格者の登用促進の要請（2011. 2）

弁護士・修習生 求人求職情報提供システム ひまわり求人求職ナビ



日弁連ホームページ上で、全国共通の弁護士・修習生求人求職情報提供システム「ひまわり求人求職ナビ」の運用を行っています。

「ひまわり求人求職ナビ」は、司法修習生の求職や、経験弁護士の（法律事務所、任期付公務員、企業などへの）転職に関するニーズに対応するために、法律事務所、企業及び官公庁等の「求人情報」と弁護士及び司法修習生の「求職情報」を日弁連のホームページに掲載し、求人活動・求職活動を両面からサポートするシステムです。



利用方法など詳細は裏面を
ご覧下さい

本件についての問合先
日弁連事務局 業務部業務第一課
TEL:03-3580-9832
Mail: himawari-navi@nichibenren.or.jp

JFBA 日本弁護士連合会

「ひまわり求人求職ナビ」はこんな悩みを解決します。

・業務多忙のため、修習生の採用を検討している。



法律事務所の求人情報を掲載

※ID・パスワードは不要で求人情報を掲載できます。

弁護士・修習生
求人求職システム
ひまわり求人求職ナビ



・いい人がいれば、採用したいのだが・・・



修習生・弁護士の求職 情報検索・閲覧機能

※日弁連会員専用ホームページのID、パスワードを用い閲覧・検索ができます。

・事務所内に、この分野が得意な弁護士がいれば良いのだが・・・



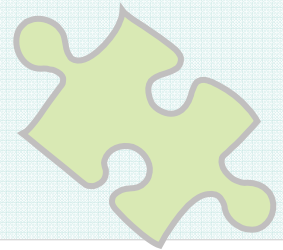
求職情報 検索・閲覧機能

※得意分野での検索も可能です。



法律事務所の求人情報を掲載

※事務所で求めている人材・得意分野を明記して求人することができます。



・現在所属している事務所には、事務所の移籍を考えていることを知られたくない・・・



匿名での求職情報公開 ・オファーメール送信機能

※登録した求職情報について「公開・非公開」を項目毎に選択できるので、匿名での求職情報掲載ができます。

※連絡先を公表せずに求職情報を登録しても、事務所、企業等からのオファー連絡をうけることができます。

・自分の得意分野を活かせる事務所を探したい。

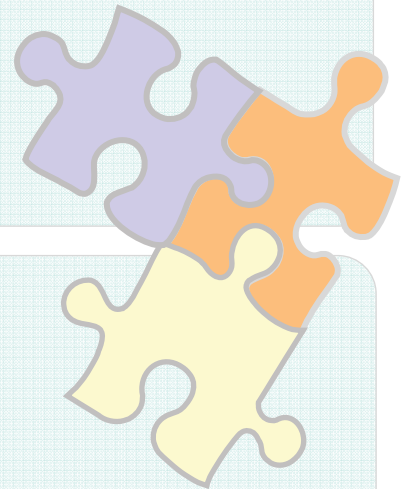


法律事務所の求人情報 検索・閲覧機能

※事務所の取扱事件や、採用する弁護士に期待する得意分野を閲覧できます。



求職情報を掲載



・弁護士になって3年。法律事務所を出て、企業で勤めてみたいのだが・・・



企業等の求人情報の検索・閲覧機能



求職情報を掲載

※希望業種や希望業務を登録できます。 また、匿名で求職情報を掲載することも可能です。

・任期付公務員として2年間程度働いて、自分の専門分野をつくりたい。キャリアアップを目指したい！



官公庁の求人情報 検索・閲覧機能

■ □ ■
任期付公務員等キャリア・マガジン

日本弁護士連合会 若手法曹サポートセンター

任期付公務員等募集のお知らせ（東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局）

◇新着情報（3件）=====

【東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局の任期付職員の募集について】

東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局では、それぞれ弁護士を対象に、国際調査審理官として課税事案に係る法務面からの支援、大規模法人の国際課税等を中心とする調査等に従事する任期付職員を1名ずつ募集しています。

応募期限は、平成23年3月31日（木）必着で、採用予定日は平成23年7月、任期は原則2年程度です。

詳しくは、ひまわり求人求職ナビ及び各国税局ホームページをご覧ください。

（東京国税局）

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_detail.php?id=86

<http://www.nta.go.jp/tokyo/guide/saiyo/shinrikan/index.htm>

（大阪国税局）

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_detail.php?id=85

<http://www.nta.go.jp/osaka/guide/saiyo/shokuin/shinrikan/index.htm>

（名古屋国税局）

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_detail.php?id=87

<http://www.nta.go.jp/nagoya/guide/saiyo/shinrikan/index.htm>

◇募集期間が延長されました=====

【消費者庁企画課任期付公務員の募集について】

消費者庁では、弁護士を対象に、公益通報者保護制度の充実を図るための企画立案・調査研究業務等に従事する任期付職員を募集しています。

今回の採用予定官職は内閣府事務官（消費者庁企画課課長補佐（公益通報））で、応募条件として5年以上の実務経験を有することとされています。

応募期限は、平成23年3月15日（火）必着で、採用予定日は平成23年4月1日（金）（応相談）、任期は1年です（更新もありえます）。締切り前であっても随時面接を行います。

詳しくは、ひまわり求人求職ナビ及び消費者庁ホームページをご覧ください。

・ひまわり求人求職ナビ

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_detail.php?id=79

・消費者庁

<http://www.caa.go.jp/>

<http://www.caa.go.jp/soshiki/saiyou/index.html>

<http://www.caa.go.jp/soshiki/saiyou/pdf/110126saiyo001.pdf>

◇現在募集中=====

【外務省任期付職員の募集について】本日締切

外務省では、経済外交全般の担当として、経済外交推進本部に係る事項のほか、経済外交に関する広報や、経済外交関連のデータや法律事項の取りまとめ、政務案件等に従事する任期付職員を募集しています。

募集人員は1名で、応募期限は3月7日(月)必着です。採用期間は平成23年4月15日(金)(予定)から2年間です。

詳しくは、ひまわり求人求職ナビ及び外務省ホームページをご覧ください。

・ひまわり求人求職ナビ

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_detail.php?id=84

・外務省

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/ninki/index.html>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/ninki/keizai.html>

【公正取引委員会任期付職員の募集について】

公正取引委員会では、弁護士を対象に、独占禁止法等に関する審査・審判・訴訟関係業務に従事する任期付職員を募集しています。

募集人員は若干名で、応募期限は6月30日(木)必着です。採用期間は平成23年10月以降随時で、任期は2年です。

詳しくは、ひまわり求人求職ナビ及び公正取引委員会ホームページをご覧ください。

・ひまわり求人求職ナビ

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_detail.php?id=82

・公正取引委員会

<http://www.jftc.go.jp/>

<http://www.jftc.go.jp/recruit/index.html>

<http://www.jftc.go.jp/recruit/bengoshi.pdf>

【財務省東海財務局任期付職員の募集について】

財務省東海財務局では、弁護士を対象に、金融証券検査官として金融機関の検査等に従事する任期付職員を募集しています。

(職務内容)

(1)金融機関への立入検査、検査報告書の審査・分析等

(2)各種関係法令等の解釈に関する指導・助言・相談対応等

(3)関係法令等に関する職場研修や事例研究等の講義

募集人員は若干名で、応募条件として6か月以上の実務経験を有することとされています。

随時募集で、募集人員に達した時点で受付を終了する場合があります。平成23年5月1日から平成23年7月1日までの間に採用となり、任期は採用日から原則として2年です(採用日については応相談)。

詳しくは、ひまわり求人求職ナビ及び財務省東海財務局ホームページをご覧ください。

・ひまわり求人求職ナビ

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_detail.php?id=81

・財務省東海財務局

<http://www.mof-tokai.go.jp/>

<http://www.mof-tokai.go.jp/annai/saiyou/sai.htm>

<http://www.mof-tokai.go.jp/annai/saiyou/jinji2302bengokaikei.pdf>

【公認会計士・監査審査会事務局任期付職員(公認会計士監査検査官)の募集について】

金融庁では、公認会計士・監査審査会事務局で監査法人等に対する検査業務に従事する任期付職員を募集しています。3月7日現在、募集が続けられています。

詳しくは、ひまわり求人求職ナビをご覧ください。

・ひまわり求人求職ナビ

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_detail.php?id=55

なお、公認会計士・監査審査会の組織、業務内容、法曹有資格者の任期付職員の経験談などが同審査会ホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

・公認会計士・監査審査会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html>

採用情報

<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakai/recruit/index.html>

組織概要

<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakai/soshiki/index2.html>

弁護士職員の経験談

<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakai/recruit/kounin-8.html>

金融庁では、この他にも、特に期間を設けずに募集を行っています。詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/common/recruit/index-sikaku.html>

=====

◇日弁連ホームページの会員ページでは、国や地方自治体などで任期付公務員等として活躍する弁護士に関する情報を掲載しています。各種統計資料や、シンポジウムの資料なども掲載されていますので、ご覧ください。

<https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi?loginscr.a=contents:3362100>

また、任期付公務員等の求人情報につきましては、「ひまわり求人求職ナビ」や日弁連ホームページの会員ページ（求人情報欄）もご覧ください。

◇ひまわり求人求職ナビ

https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankocho_list.php

◇日弁連ホームページ（会員ページ，求人情報欄）

<https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi?loginscr.a=contents:466>

◇任期付公務員等キャリア・マガジン（バックナンバーが掲載されています）

<https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi?loginscr.a=contents:3361783>

第 3 章

弁護士活動領域の拡がり

伝統的な弁護士のあり方は、裁判所の近くに事務所を設け、主として裁判における代理人・弁護人活動を行い、従として裁判外での個別具体的な事件についての交渉や契約書等のチェックなどを行うものとしてイメージされてきた。現在でも、多くの弁護士にとって法廷活動は業務の中心であるものの、昨今の社会経済情勢の複雑化に伴い派生する多様な法的ニーズに対応するため、弁護士の取り扱う業務分野・領域は広く拡充しつつある。日弁連としては、残念ながらその活動の実態をすべて把握しているわけではないものの、個々の弁護士の活動についていろいろな形で支援をしている。以下に掲げる各項目については、限定された資料の中でまとめている。

1 組織内弁護士の現状

1. 組織内弁護士数の推移

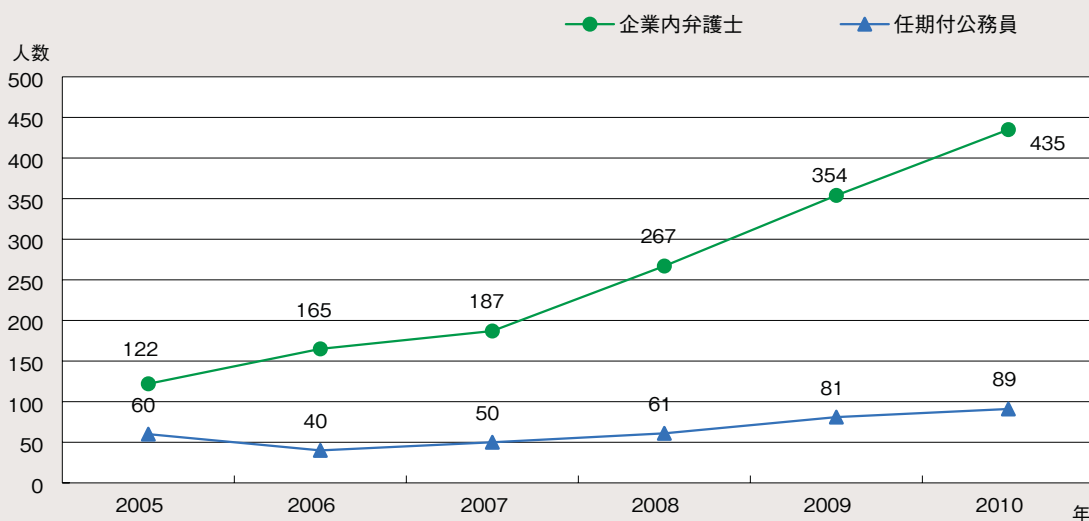
弁護士活動の多様化にともない、企業、中央省庁、地方公共団体等の組織において、弁護士としての専門的知識や経験を活かして活躍する弁護士も増えている。「組織内弁護士」とは、官公署又は公私の団体（弁護士法人を除く）において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている弁護士をいう（弁護士職務基本規程第50条）。

【組織内弁護士の形態】

企業内弁護士：企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士
(社内弁護士と呼ぶ場合もある)

任期付公務員：法律条例に基づき（163頁参照）、中央省庁等や地方公共団体において、任期付きで採用された職員

全国の企業内弁護士数は、2010年7月2日現在で435人であり、5年前の2004年と比較すると、約4倍に増えている。一方、任期付公務員数は、2010年6月1日現在で89人となっている。



- 【注】 1. 企業内弁護士数は、日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもの。各年の調査年月については、次頁「弁護士会別企業内弁護士数の経年変化」の表参照。
2. 任期付公務員数は、日弁連調べによるもので、調査年月について以下のとおり。
2004年8月、2005年5月、2006年12月、2007年～2010年は6月現在。

2. 企業内弁護士の状況

(1) 弁護士会別企業内弁護士数

弁護士会別の企業内弁護士数の経年変化を見ると、総数は2001年の64人から徐々に増加し、2010年には約7倍の435人となっている。2010年を見ると、東京、第一東京、第二東京の東京三会の合計が384人と圧倒的に多く、それ以外の弁護士会の合計は51人となっている。

■弁護士会別企業内弁護士数の経年変化■

	2001 9月	2002 5月	2003 3月	2004 3月	2005 5月	2006 12月	2007 6月	2008 6月	2009 6月	2010 7月
全国計	64	79	90	110	122	165	187	267	354	435
東京	9	14	15	26	29	46	50	78	123	142
第一東京	24	27	28	32	36	53	60	81	99	132
第二東京	29	36	41	45	48	51	57	80	92	110
【東京計】	62	77	84	103	113	150	167	239	314	384
福島県	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0
横浜	0	0	0	0	1	2	2	1	1	2
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡県	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2
愛知県	0	0	1	1	0	0	0	1	2	3
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大阪	2	2	3	3	3	6	9	17	20	25
兵庫県	0	0	0	0	0	1	2	2	3	3
京都	0	0	0	1	2	3	3	1	3	3
広島	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡県	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
【東京以外計】	2	2	6	7	9	15	20	28	40	51

- 【注】 1. 上記表は、日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもので、調査月中の変動等による誤差を含む可能性がある。
 2. 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上している。
 3. 対象には株式会社、相互会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等を含む。

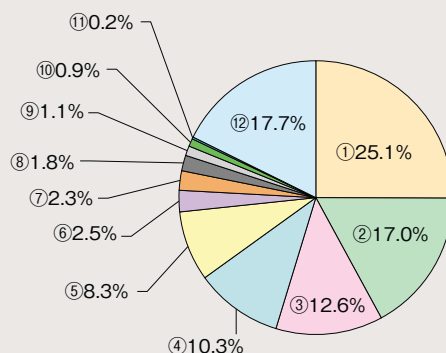
(2) 企業内弁護士の所属先企業の業種

企業内弁護士が所属する企業の業種では、証券・商品先物取引業等の金融業が25.1%で最も多く、次いで銀行・保険業の17.0%と金融関係が多い傾向にある。

(2010年7月2日現在)

業種	人数
①証券・商品先物取引業その他金融業等	109
②銀行・保険業	74
③情報・通信業	55
④機械・電気・精密機器等メーカー	45
⑤卸売・小売業	36
⑥不動産業	11
⑦医薬品	10
⑧サービス業	8
⑨建設業	5
⑩サービサー（債権回収会社）	4
⑪陸・海・空運業	1
⑫その他	77
合計	435

所属先企業の業種分布



- 【注】 1. 企業内弁護士数は、日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもの。
上記表は、日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもので、調査月中の変動等による誤差を含む可能性がある。
2. 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上している。
3. 「⑫その他」には、食料品、電気・ガス業、化学、石油・石炭製品、監査法人などが含まれる。

3. 新規登録弁護士の組織内への就職状況

下記の表は、新規登録弁護士の企業等の組織内に就職したと思われる者についてまとめたものである。新規登録弁護士の割合を見ると、2010年4月現在、現62期及び新62期を合わせて、2.71%となっている。

■ 新規登録弁護士の組織内就職状況 ■

修習期	弁護士一括登録日	弁護士数	組織内弁護士数推計（注2）	時点	割合
59期	2006.12.03 2007. 1.23	1,266	11	2007. 5. 8	0.87%
60期	現 2007. 9.05	1,247	9	2007.11.11	0.72%
	新 2007.12.20	853	19	2008. 2. 6	2.23%
61期	現 2008. 9.03	538	10	2008.10. 1	1.86%
	新 2008.12.18	1,528	55	2009. 2. 3	3.60%
62期	現 2009. 9.03	322	12	2010. 3.12	3.73%
	新 2009.12.17	1,785	45	2010. 4. 1	2.52%

- 【注】 1. 日弁連調べによるもの。
2. 組織内弁護士数推計：事務所名がなく、事務所住所等に「会社」等が入っているものを計上。組織内弁護士推計値は、一括登録日以降も多少増える場合がある。
3. 新62期の弁護士数、組織内弁護士推計は弁護士登録請求進達時点の数字である。

4. 任期付公務員の状況

任期付公務員は、中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度として、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い、2000年11月から導入されている。

また、地方公共団体の一般職職員についても、2002年7月から、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行され、各自治体の条例で定めるところにより前述と同様の任期付職員の採用を可能とする制度がスタートしている。

従来弁護士は原則として報酬のある公職を兼ねることができなかった（弁護士法旧第30条第1項）ため、弁護士が資格を持ち官公庁等で働く場合は、非常勤職員もしくは弁護士登録を取消して公務員となるしかなかった。こうした中、国家公務員、地方公共団体における任期付公務員制度が導入され、その後、弁護士法第30条の改正（2004年4月1日施行）によって、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。具体的には、弁護士の公務就任の制限（弁護士法旧第30条第1項・第2項）が撤廃された。

下記表は2010年6月1日現在、日弁連が確認している公職に従事する弁護士の勤務先省庁等である。

府省名	官職	人数 (内女性数)
内閣府	大臣官房会計課会計専門官	1
	大臣官房市民活動促進課課長補佐（認証・監督担当）	1
	男女共同参画局推進課課長補佐（計画担当）	1
	政策統括官（共生社会政策担当）・参事官（障害者施策担当）付障害者施策専門官・障害者制度改革会議担当室長	1
	計	4 (2)
公正取引委員会	審査局管理企画課審査専門官（主査）	2
	審査局管理企画課審査専門官	1
	審査局第一審査（同局管理企画課併任）審査専門官（主査）	1
	審査局第二審査審査専門官（主査）	1
	審査局第五審査（同局管理企画課併任）内閣府事務官	1
	経済取引局企業結合課（官房総務課審決訟務室・審査局第三審査併任）企業結合調査官（主査）	1
	経済取引局企業結合課（官房総務課審決訟務室併任）企業結合調査官（主査）	1
	経済取引局企業結合課企業結合調査官（主査）	1
	官房総務課内閣府事務官（審決訟務室長補佐（訟務担当））	1
	計	10 (3)
	金融庁	総務企画局企業開示課専門官
総務企画局市場課専門官		3
検査局総務課専門検査官		2
検査局総務課金融証券検査官		2
監督局銀行第一課課長補佐		1
監督局総務課課長補佐		1
監督局保険課課長補佐		1
総務企画局企画課専門官		1
総務企画局政策課課長補佐		1
公認会計士・監査審査会事務局公認会計士監査検査官		1
証券取引等監視委員会事務局証券調査官		1
証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課課長補佐		1
証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐		1
計		19 (5)

府 省 名	官 職	人 数 (内女性数)
消費者庁	企画課課長補佐（消費者契約担当）	1
	企画課課長補佐（公益通報担当）	1
	企画課個人情報保護推進室課長補佐（個人情報保護企画担当）	1
	企画課個人情報保護推進室政策企画専門官	1
	地方協力課課長補佐（交付金担当）	1
	消費者安全課課長補佐（法規担当）	1
	計	6 (2)
法務省	民事局総務課（民事局付）法務専門職	4
	東京法務局訟務部（訟務部付）上席訟務官	2
	大臣官房民事訟務課（行政訟務課付）法務専門職	1
	東京法務局訟務部（訟務部付）訟務官	1
	計	8 (3)
外務省	国際法局経済条約課（社会条約官室併任）外務事務官（課長補佐）	2
	国際法局経済条約課外務事務官（課長補佐）	1
	国際協力局気候変動課外務事務官（課長補佐）	1
	経済局国際貿易課サービス貿易室EPA専門員	1
	経済局国際貿易課世界貿易機関紛争処理室外務事務官（課長補佐）	1
	経済局国際貿易課知的財産室外務事務官（課長補佐）	1
	経済局経済連携課外務事務官（課長補佐）	1
	計	8 (5)
財務省	近畿財務局理財部審査業務課金融証券検査官	2
	関東財務局証券調査官	1
	関東財務局金融証券検査官	1
	関東財務局統括証券検査官	1
	関東財務局理財部金融証券検査官	1
	東海財務局証券検査官	1
	近畿財務局理財部金融証券検査官（審査業務課付併任）	1
	計	8 (2)
国税庁	東京国税局国際税務専門官	2
	大阪国税不服審判所国税審判官	2
	名古屋国税局国際税務専門官	1
	大阪国税局国際税務専門官	1
	東京国税不服審判所国税審判官	1
	計	7 (2)
経済産業省	経済産業政策局産業組織課課長補佐	2
	経済産業政策局競争産業整備室室長補佐	1
	経済産業政策局知的財産政策室室長補佐	1
	通商政策局国際法務室長	1
	産業技術環境局技術振興課課長補佐	1
	製造産業局模倣品対策・通商室専門官	1
	商務流通グループ商務課経済産業事務官	1
	商務流通グループ取引信用課課長補佐	1
	計	9 (4)
特許庁	総務部総務課法制専門官（経済産業事務官）	2
	計	2 (1)
文化庁	長官官房著作権課著作権調査官（著作物流通推進室国際交流推進専門官併任）	1
	計	1 (0)
衆議院法制局	衆議院法制局参事	2
	計	2 (2)
東京都	総務局総務部法務副参事	3
	労働委員会事務局副参事（法務担当）	1
	計	4 (2)
三重県名張市	総務部総務室（市民部併任）副参事	1
	計	1 (0)
	総 計	89 (33)

【注】2010年6月1日現在で会員登録をしている弁護士のみを計上している。

2 営利業務に従事する弁護士の状況

弁護士法第30条が改正され（2004年4月1日施行）、営利業務の所属弁護士会による許可制が、所属弁護士会への届出制に移行することにより自由化が図られた。これに伴い、日弁連は、営利業務に従事する際の弁護士の行為規範として「営利業務及び公務に従事する弁護士に対する弁護士会及び日本弁護士連合会の指導・監督に関する基準（日弁連理事会2004年2月1日議決）」を定めた。

営利業務の届出状況は下記の表（営利業務従事弁護士の多い業種順）のとおりである。取締役等の役員に就任している者が多いことが分かる。サービスの常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士の就任が義務付けられていること（債権管理回収業に関する特別措置法第5条第4号）などが理由の1つとして挙げられる。

■ 営利業務従事弁護士の内訳 ■

（2010年5月1日現在）

業種	役職等	取締役等		使用人		その他		無回答		合計	
		総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数
サービス業		588	26	59	9	17	4	67	8	731	47
不動産業		352	32	31	4	4	2	102	8	489	46
サービス（その他金融業）		187	11	14	4	6	0	1	0	208	15
情報・通信業		140	26	24	15	9	0	12	5	185	46
卸売・小売業		120	6	26	13	5	2	20	5	171	26
機械・電気・精密機器等		104	2	23	12	12	7	8	5	147	26
証券・商品先物取引業		65	5	78	15	16	3	32	5	191	28
銀行・保険業		57	2	57	11	23	3	22	6	159	22
運輸関連業（陸・海・空含む）		53	0	3	0	0	0	1	0	57	0
医薬品		40	2	12	7	2	2	2	1	56	12
建設業		34	3	0	0	1	0	1	1	36	4
その他		146	10	18	3	10	5	31	6	205	24
合計		1,886	125	345	93	105	28	299	50	2,635	296

- 【注】 1. サービスとは、債権の取り立て代行やそれに付随する業務を行う債権回収専門会社のこと。
 2. 取締役等とは、取締役、執行役、その他業務を執行する役員である。
 3. 役職等の「その他」とは、業種の如何を問わず自営で行っている場合、もしくは分類不明なもの。
 4. 業種の「その他」とは、食料品、化学、金属製品、水産・農業、電気・ガス業等である。
 5. 数値は、延べ人数である。

3 企業における弁護士活動の実態

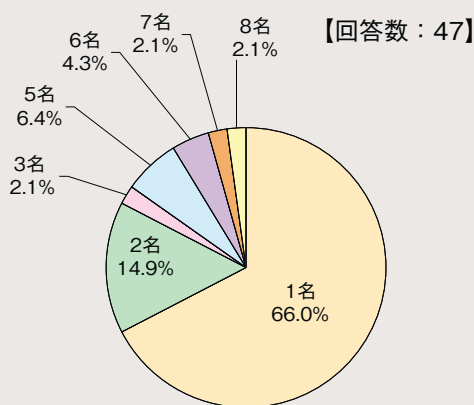
日弁連は、2009年11月に、東京、大阪、名古屋、その他各地の証券取引所の上場企業及び生損保、マスコミの5,215社に対して「企業の弁護士採用に関するアンケート」を実施し、1,196社より回答を得た。そのうち、弁護士を採用していると回答した企業は47社であった。

以下Aでは、弁護士を採用している企業47社の回答から、「企業内弁護士の採用状況、採用条件、満足度」について、概観する。

A 弁護士を採用している企業からの回答

1. 弁護士の採用状況

(1) 現在何人の弁護士が勤務しているか



(2) 採用時の弁護士経験年数（複数回答）

採用時の弁護士経験年数は、「司法修習終了後すぐ」が43.5%と最も多く、次いで「10年超え」の21.7%となっている。

	回答数	割合(注参照)
司法修習終了後すぐ	20	43.5%
1年程度	1	2.2%
3年程度	8	17.4%
5年程度	8	17.4%
6年～10年程度	5	10.9%
10年超	10	21.7%
合計	52	113.0%

(3) 弁護士が所属している部署（複数回答）

	回答数	割合(注参照)
法務部・課	37	78.7%
知的財産部・課	0	0.0%
コンプライアンス部・課	6	12.8%
総務部・課	1	2.1%
秘書部・課	1	2.1%
部署は限定していない	3	6.4%
その他	7	14.9%
合計	55	117.0%

(4) 弁護士の社内における肩書き（複数回答）

	回答数	割合(注参照)
「取締役」又はそれと同等	5	10.6%
「部長」又はそれと同等	6	12.8%
「課長」又はそれと同等	6	12.8%
「係長」又はそれと同等	8	17.0%
肩書きなし	18	38.3%
その他	8	17.0%
合計	51	108.5%

(5) 弁護士の担当業務（複数回答）

	回答数	割合(注参照)		回答数	割合(注参照)
契約審査及び管理	39	83.0%	本社法務部門の統括	14	29.8%
訴訟の管理	32	68.1%	ガバナンス全般	13	27.7%
取引先・相手先との交渉	26	55.3%	子会社関連会社の法務部門の統括	10	21.3%
コンプライアンス全般	25	53.2%	知的財産戦略及び管理	6	12.8%
労働問題対策	18	38.3%	監督官庁対応	6	12.8%
独禁法・規制法対策	18	38.3%	内部通報対応	6	12.8%
株主総会対策	15	31.9%	取締役会・経営会議の運営	3	6.4%
訴訟代理人	14	29.8%	商業登記	3	6.4%
M&A	14	29.8%	その他	3	6.4%
			合計	265	563.8%

【注】上記(2)～(5)の割合(%)は、回答社数47社に対する比率である(但し(2)のみ46社)。設問は複数回答可であるため、比率の合計は100%にならない。

2. 弁護士の待遇

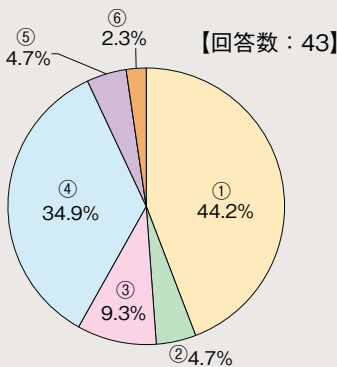
(1) 弁護士の年収

司法修習後すぐ採用の弁護士の年収は1,000万円以内、採用時弁護士経験3年以内の弁護士の年収は1,500万円以内となった。他方で、採用時弁護士経験4年目以降は3,000万円以上の高額事例も認められた。

年収	弁護士経験年数		1年～3年		4年～6年		7年～9年		10年～14年		15年以上	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
500万未満	5	29.4%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	1	25.0%
500～750万未満	9	52.9%	4	36.4%	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%	0	0.0%
750～1,000万未満	3	17.6%	3	27.3%	6	60.0%	2	33.3%	1	12.5%	1	25.0%
1,000～1,500万未満	0	0.0%	3	27.3%	3	30.0%	2	33.3%	3	37.5%	1	25.0%
1,500～2,000万未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2,000～2,500万未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
2,500～3,000万未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%
3,000～4,000万未満	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
4,000～5,000万未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5,000万以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%
合計	17	100.0%	11	100.0%	10	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	4	100.0%

【注】 1. 表示未満を四捨五入しているため、回答総数の比率の合計が100%にならない場合があるが、100%と表記している。
 2. 上記表の割合(%)は、弁護士経験年数ごとの回答合計数に対する比率である。

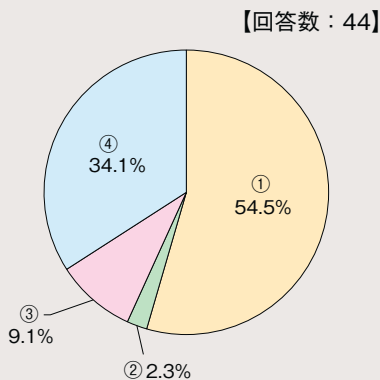
(2) 弁護士の給与体系



弁護士の待遇では、「一般従業員と同様の社内規定（同年代の他の従業員と同等処遇）」（44.2%）を採用する企業が「個別の交渉に基づく年俸制」（34.9%）を採用する企業を上回った。

- ① 一般従業員と同様の社内規定（同年代の他の従業員と同等処遇）
- ② 一般従業員と同様の社内規定（資格手当による優遇あり）
- ③ 一般従業員と同様の社内規定（昇進昇級面で優遇あり）
- ④ 個別の交渉に基づく年俸制
- ⑤ 弁護士専用の報酬規程
- ⑥ ①ないし③と⑤を企業側が選択して組み合わせ

(3) 弁護士会費の負担



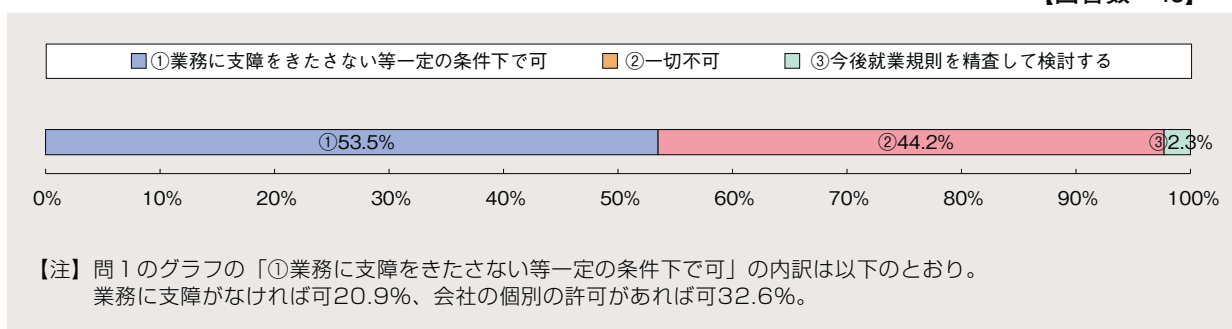
弁護士会費の負担については、「通常会費、特別会費、公益活動義務違反課徴金いずれも会社負担」が54.5%と「いずれも弁護士負担」とする企業を上回る結果となった。

- ① 通常会費、特別会費、公益活動義務違反課徴金いずれも会社が負担
- ② 通常会費及び公益活動義務違反課徴金は会社が負担し、特別会費は弁護士負担
- ③ 通常会費は会社が負担し、特別会費及び公益活動義務違反課徴金は弁護士負担
- ④ いずれも弁護士が負担

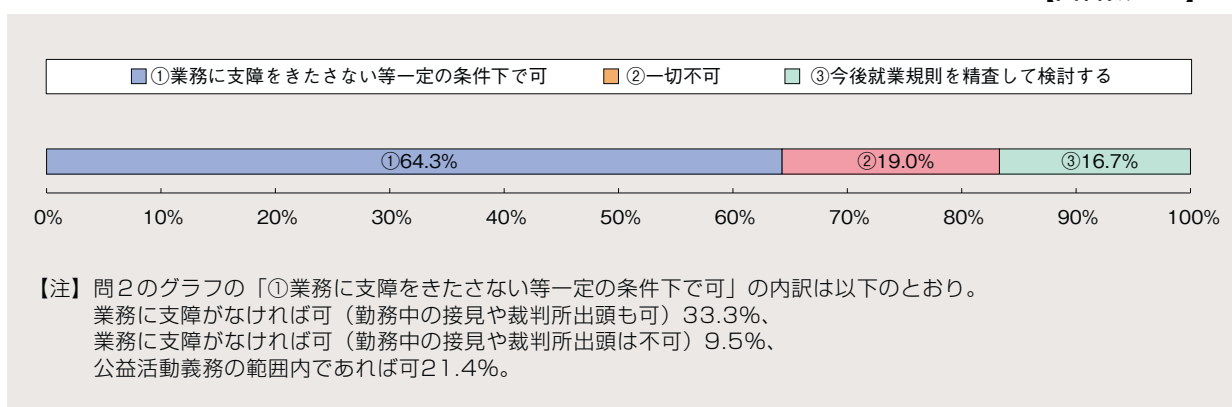
(4) 個人事件受任や会務活動の可否

採用した弁護士が、個人事件の受任、義務的な国選事件や当番弁護士の受任、義務的な弁護士会の活動を行うことについては、業務に支障をきたさない等一定の条件下であれば、可とする企業が半数以上を占めた。但し、問1の「会社の業務とは無関係の事件を第三者から受任することは認められるか」では、一切不可という企業も半数近くに上る。

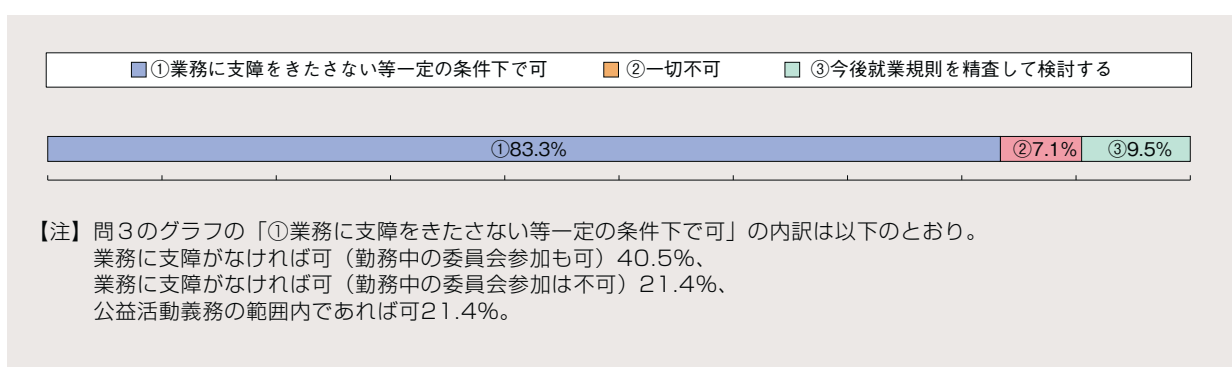
■問1 採用した弁護士が、会社の業務とは無関係の事件を第三者から受任することは認められるか 【回答数：43】



■問2 採用した弁護士が、義務的な国選事件や当番弁護事件を受任することは認められるか 【回答数：42】



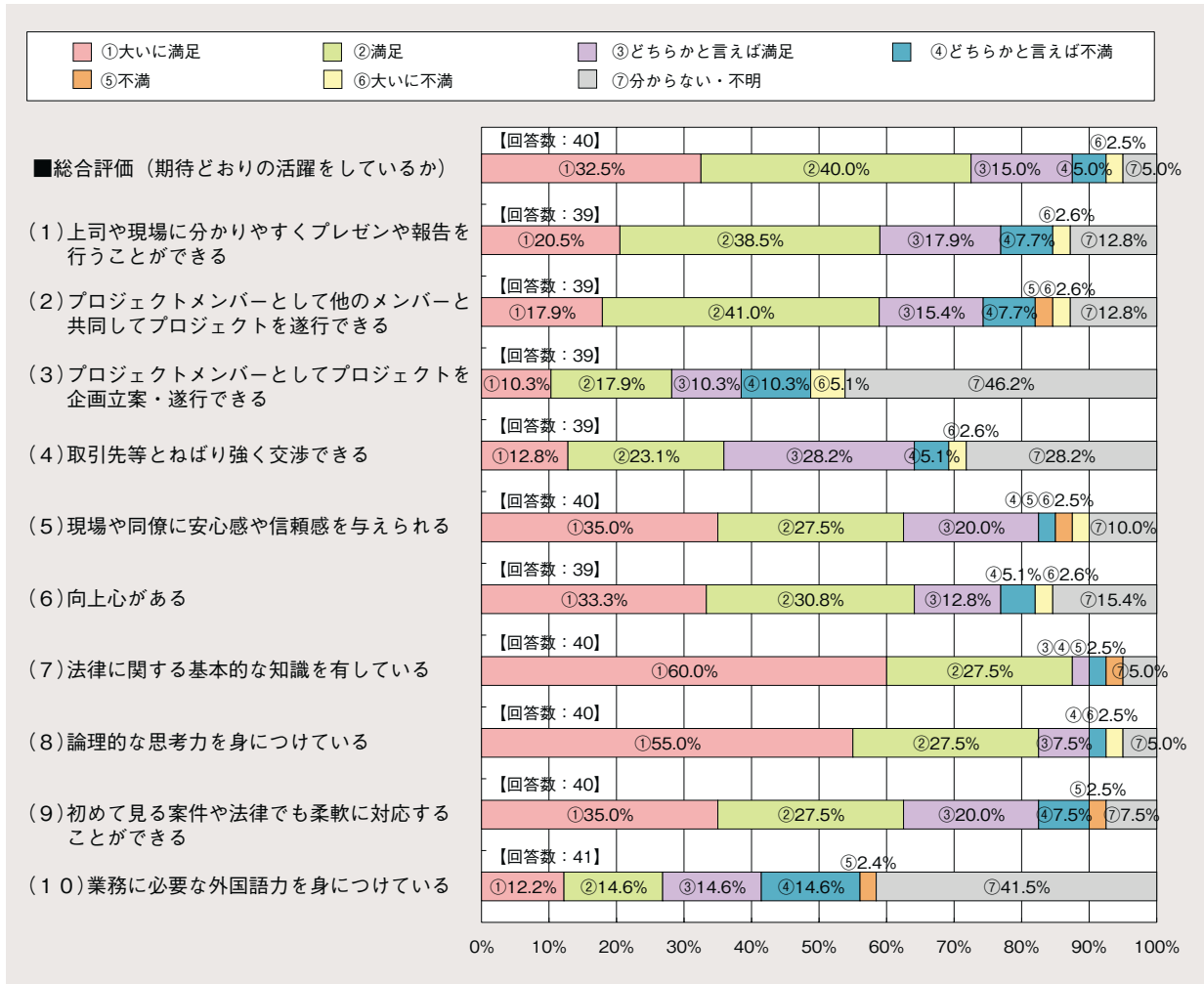
■問3 採用した弁護士が、義務的な弁護士会の活動を行うことは認められるか 【回答数：42】



3. 弁護士への満足度

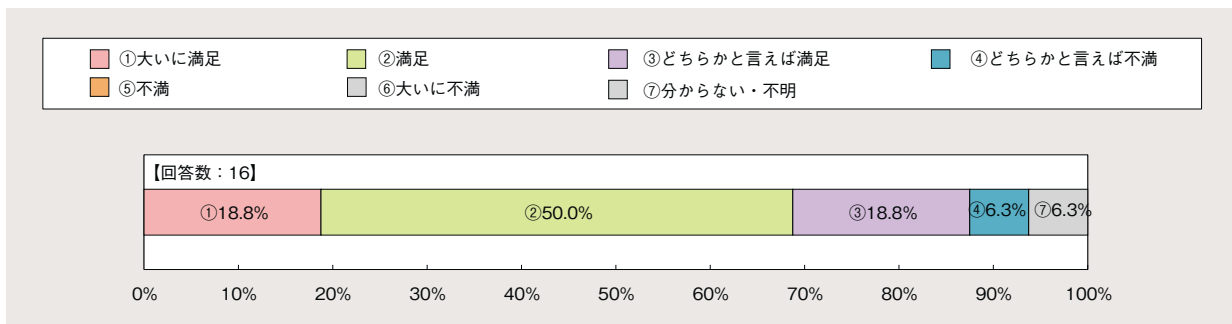
(1) 弁護士への評価

採用した弁護士に対する満足度については、総合評価では、「大いに満足」「満足」「どちらかといえば満足」の合計が87.5%となっており、弁護士を採用している企業のほとんどが「満足」と感じている。特に「法律に対する基本的な知識を有している」「論理的な思考力を身につけている」「初めて見る案件・法律でも柔軟に対応することができる」の設定で高い満足度であった。



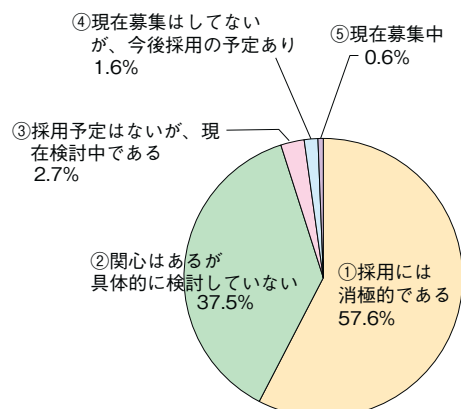
(2) 修習後すぐ採用の弁護士への評価

修習後すぐ採用の弁護士への総合評価「期待どおりの活躍をしているか」についても、サンプルは少ないものの、「大いに満足」「満足」「どちらかといえば満足」の合計が9割近くの高い満足度が認められた（「不満」「大いに不満」は0であった）。



他方、「現在、弁護士を採用していない」と回答した企業1,149社に対し、「今後弁護士を採用する予定があるか」と聞いたところ、回答のあった1,137社のうちの1,112社が企業内弁護士の採用に消極的な回答（①「採用には消極的である（57.6%）」、②「関心はあるが具体的に検討していない（37.5%）」③「採用予定はないが、現在検討中である（2.7%）」）であった。

以下Bでは、弁護士の採用に消極的な回答をした企業について、その理由を聞いた。



B 弁護士を採用していない企業からの回答

1. 弁護士の採用に消極的な理由（複数回答）

以下は、前述の企業内弁護士の採用に消極的で回答であった企業1,112社に対し、弁護士の採用に消極的な理由について聞いた結果をまとめたものである。

「顧問弁護士で十分」「既存のセクションで十分」「やってもらう仕事がない」など、企業内弁護士の有効な活用方法がまだ見出せないという趣旨の意見が圧倒的多数を占めた。次いで、「報酬（給与）問題」と弁護士の高額な報酬（給与）に対する消極的な意見が多かった。

なお、実際に「弁護士を採用していると回答した企業」における弁護士の報酬体系は、「社内所定の給与体系」を基本とする回答が過半数を占めていた（167頁「2. 弁護士の待遇（2）弁護士の給与体系」参照）。

■採用に消極的な理由■

	回答数	割合		回答数	割合
顧問弁護士で十分	822	73.9%	必要に応じて外注する	7	0.6%
現在の法務部・知的財産部等 既存のセクションで不自由しない	153	13.8%	退職への不安（定着に不安）	6	0.5%
報酬（給与）問題	136	12.2%	採用時期が合わない	5	0.4%
やってもらう仕事がない	101	9.1%	未検討	5	0.4%
親会社・本社・兄弟会社（に決定権 がある／で対応できる）	15	1.3%	監査役の弁護士に相談する	2	0.2%
			その他	18	1.6%
			合 計	1,270	114.2%

【注】上記表の割合（%）は、回答社数1,112社に対する比率である。複数回答可であるため、比率の合計は100%にならない。

◆「その他」自由記述回答の抜粋◆

【不安面】

- 資格者へのマネジメントが分からない。
- 顧問弁護士との関係調整が不安。
- 法務に関係ない業務も多い。

【待遇面】

- 人事制度がない。
- 弁護士に支払う予定の報酬に対して、担当してもらう業務の幅が広いいため、兼ね合いがつかない。

【能力面】

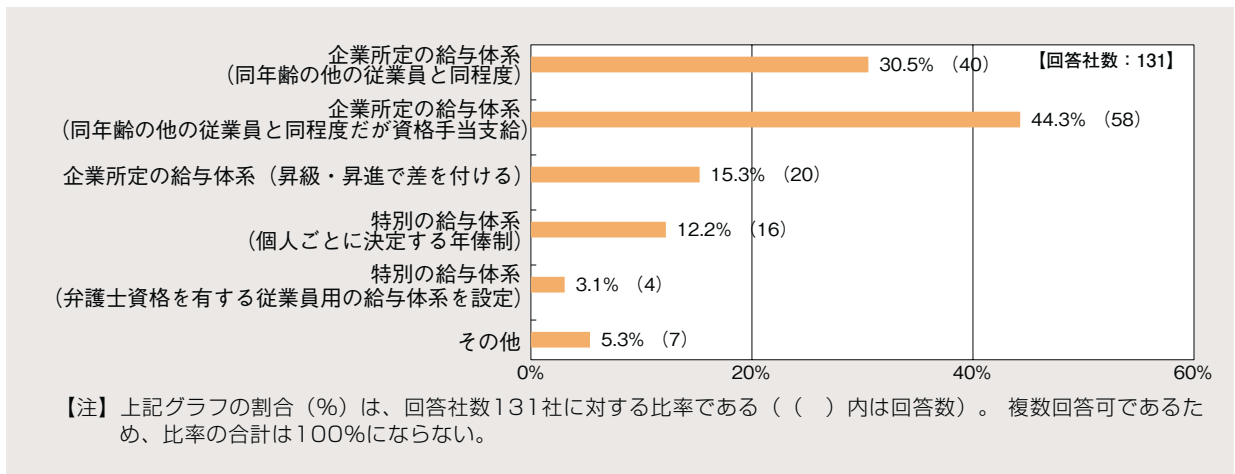
- 資格があることと企業で役立つことは同等ではない。
- 業務に精通した弁護士が少ない。
- 人材によってバラツキが大きく、弁護士とひとくくりで言っても評価も判断もしがたい。
- 企業内に置いてしまうと、弁護士本来の経験やスキルアップが希薄となる。
- 企業法務として、求められる適性がやや異なる（コミュニケーションの能力・企画力・マネジメント力などを求めている）。

2. 企業内弁護士の採用を可能とする条件

(1) 報酬体系 (複数回答)

以下は、前頁の「1. 弁護士の採用に消極的な理由」で、「報酬 (給与) 問題」を挙げた企業に対して、いかなる報酬体系によるならば弁護士の採用が可能かについて聞いた結果である。

「企業所定の給与体系」を基本とする回答が、年俸制等の特別の給与体系に対して、圧倒的多数を占めた。但し、その内訳では、「企業所定の給与体系」をそのまま適用するのではなく、資格手当等の優遇措置を検討している回答の方が多かった。



(2) その他の採用を可能とする条件 (自由記載)

以下は、弁護士を採用していない企業1,149社のうち、「①採用には消極的である」「②関心はあるが具体的に検討していない」「③採用の予定はないが、現在検討中である」と企業内弁護士の採用について消極的な回答をした企業1,112社に対して、「弁護士の採用を前向きに検討できる採用条件」について聞いた結果をまとめたものである (有効回答数: 193)。「報酬・給与体系が自社のもの」「他の社員と同条件での処遇」「一般業務も担当できる」が多数を占めたほか、弁護士であっても特別扱いせず社員としての地位の重視を要求する意見が多かった。

■採用を前向きに検討できる採用条件■

	回答数	割合
報酬・給与体系が自社のもの	35	18.1%
他の社員と同条件での処遇	33	17.1%
一般業務も担当できる	20	10.4%
企業法務の経験がある	18	9.3%
人物評価	12	6.2%
業界・業務内容に精通している	8	4.1%
自社の業務量の拡大すれば	8	4.1%
長期間の勤務が可能であれば	3	1.6%
期限付での契約が可能であれば	3	1.6%
社員が雇用期間に資格を保有すれば	3	1.6%
その他	50	25.9%
合計	193	100.0%

◆「その他」自由記述回答の抜粋◆

- 知財・海外・訴訟案件の経験が豊富である。
- B to Cのビジネスであれば必要性を感じる。
- 処遇制度が確立されれば。
- 管理系セクションで勤務しつつ、必要に応じて弁護士として執務。
- 弁護士会費を会社負担しないでよい。

- 他社との共同採用。
- 社外取締役、社外監査役での招聘。
- 採用の分母が、どこに、どの程度あるかが判れば、業務や処遇も設計し易い。
- 日弁連から条件を明示の上、企業内弁護士を希望する人の情報をもらえると可能性は高まる。
- 人材紹介業を通じた紹介。
- 現在の監査役 (弁護士) が退任したら。

4 弁護士任官の状況

弁護士経験を積んだ人が裁判官や検察官になることを「弁護士任官」と呼んでいる。

日本の裁判官や検察官の大半は、司法修習を終了した後、直ちに判事補や検事としてそのルートに乗った人たちである。しかし、それでは組織が制度疲労を起こしかねない。弁護士経験を積んだ人が裁判官や検察官になれば、それらの職務によい影響を及ぼすことが期待できる。このような視点から、1988年の「判事採用選考要領」で、いわゆる弁護士任官が制度化された。

2001年6月の司法制度改革審議会意見書は、裁判官制度について、「判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験等を備えること」が重要であるとして、「判事の給源の多様化、多元化」を掲げ、弁護士任官を強力に推進する必要があるとした。そして、その実現のため、日弁連と最高裁判所で協議を行い、2001年12月7日「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」が成立、新しい弁護士任官制度が開始されることとなった。さらに2002年8月23日には、日弁連と最高裁判所の協議によって「いわゆる非常勤裁判官制度の創設について」が取りまとめられ、調停事件の活性化と通常任官の促進のための環境整備を目的として、民事調停事件及び家事調停事件の分野に、いわゆる非常勤裁判官制度が導入されることとなった。これについては、2003年1月から実働が開始された。

なお、検察官への弁護士任官にも並行して取り組んでいるが、まだまだ数が少ない。弁護士職務経験等の交流を深めていくなかで任官者が増えていくことに期待したい。

1. 常勤任官者数

■ 弁護士会連合会別弁護士任官者（常勤）数 ■

任官年度	関東	近畿	中部	中国地方	九州	東北	北海道	四国	合計
1992	2	4	0	0	0	0	0	0	6
1993	3	4	0	0	0	0	0	0	7
1994	2	6	0	0	0	0	0	0	8
1995	0	2	0	0	0	0	0	0	2
1996	1	2	2	0	0	0	0	0	5
1997	3	1	0	0	1	0	0	0	5
1998	2	0	0	0	0	0	0	0	2
1999	3	1	0	0	0	0	0	0	4
2000	4	0	0	0	0	0	0	0	4
2001	3	0	1	0	0	0	0	0	4
2002	3	2	0	0	0	0	0	0	5
2003	5	4	1	0	0	0	0	0	10
2004	5	1	0	1	1	0	0	0	8
2005	4	0	0	0	0	0	0	0	4
2006	2	1	1	0	1	0	0	0	5
2007	4	2	0	0	0	0	0	0	6
2008	2	1	0	1	0	0	0	0	4
2009	5	1	0	0	0	0	0	0	6
2010	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	54	32	5	2	3	0	0	0	96

【注】2010年度は10月1日現在の数である。

2. 非常勤任官者数

■所属庁別弁護士任官者（非常勤）数■

所属庁	民事・家事の別	2004年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	累計
		1月	10月	10月	10月	10月	10月	10月	10月	
		第1期 任官者数	第2期 任官者数	第3期 任官者数	第4期 任官者数	第5期 任官者数	第6期 任官者数	第7期 任官者数	第8期 任官者数	
東京	民事	7	10	8	10	5	9	8	4	87
	家事	5	2	1	5		8	1	4	
横浜	民事	2			2				1	15
	家事		2	1	3			2	2	
川崎	民事				1		1			2
さいたま	民事			1	1				2	10
	家事			2	1	1			2	
千葉	民事			2	1		1		2	8
	家事				1				1	
大阪	民事	4	4	3	6	3	5	2	6	51
	家事	3	2	1	5	1	4		2	
堺	民事				1		1		1	3
京都	民事	2	1		1		2		2	13
	家事		1	1			1	1	1	
神戸	民事			2	2	1	1	2	2	12
	家事				1		1			
名古屋	民事	3	2		4		6		3	32
	家事			3	3	1	2	3	2	
広島	民事			2	1	1		1	1	7
	家事						1			
福岡	民事	2	2		2		3		2	15
	家事			1	1	1			1	
小倉	民事				1				1	2
仙台	民事			2	1	1	1	1	1	9
	家事				1				1	
札幌	民事	2	1		2		2		3	15
	家事		1	1		1	1		1	
高松	民事			1	1			1	1	5
合計		30	28	32	58	17	50	22	49	286

【注】2年の任期の途中で、通常任官等により退官した者があるので、実働者は上記の数字より減少している。

5 法科大学院における弁護士実務家教員の状況

法科大学院は、法曹養成教育に特化した専門職大学院として2004年に創設され、2010年5月現在、国立23校、公立2校、私立49校の計74校がある。法科大学院の専任教員のうちおおむね2割程度以上は、5年以上の経験を持つ実務家が教員となることが求められており（平成14年8月5日中教審答申）、従来の法学部を中心とする法曹養成教育に比べより多くの弁護士が実務家教員として法科大学院での教育に携わるようになってきている。

日弁連法曹養成対策室では、法科大学院の教員数について、毎年春にアンケート調査を行っている。近年の法科大学院における学生定員見直しを受け、各法科大学院の学生定員が削減される傾向にあり、これに連動する形で専任教員数についてもやや減少傾向が現われてきている。

以下、アンケート調査結果をもとに過去3年の推移を概略する。

1. 弁護士実務家教員の状況

専任教員総数では、2008年から2009年では17名減、2009年から2010年では7名減と、いずれも減少を示した。実務家教員総数及び弁護士実務家教員総数についても微減の状態にある。法科大学院の学生定員の削減が、専任教員総数等に影響を与えていると見られるが、2008年から2010年を見る限りは大きな影響は出ていないと言える。しかしながら、教員の教育負担との関係で、今後の推移に注意を払いたいところである。

他方、兼任（非常勤）教員数について見てみると、依然1,200名以上の実務家教員（1,000名以上の弁護士実務家教員）が法科大学院教育に携わっていることが明らかである。専任及び兼任を併せて弁護士実務家教員数を見ると、少なくとも延べ数（複数校で授業を担当している教員もいるため）で約1,500名の弁護士が法科大学院の教育に教員として関わっていることが分かる。

■専任教員総数の推移■				■専任教員のうち実務家教員総数の推移■				■実務家教員総数のうち弁護士実務家教員総数の推移■			
年度	2008	2009	2010	年度	2008	2009	2010	年度	2008	2009	2010
総数	1,714	1,697	1,690	総数	568	566	563	総数	439	433	430

専任教員総数に占める実務家教員総数の割合は30%強、専任教員総数に占める弁護士実務家教員総数の割合は25%強と、この3年での変動はほとんど見られない。実務家教員総数に占める弁護士実務家教員の割合（注参照）は75%強を維持しており、この他には、派遣裁判官や派遣検察官、官公庁出身者などの実務家教員がいる。

■専任教員総数に占める実務家教員総数の割合■				■専任教員総数に占める弁護士実務家教員総数の割合■				■実務家教員総数に占める弁護士実務家教員総数の割合■			
年度	2008	2009	2010	年度	2008	2009	2010	年度	2008	2009	2010
割合	33.1%	33.4%	33.3%	割合	25.6%	25.5%	25.4%	割合	77.3%	76.5%	76.4%

【注】 弁護士実務家教員数の中には、元裁判官や元検察官で現弁護士を含む。他方、弁護士資格を有する研究者教員や外国法事務弁護士については含めていない。

2. 実務家教員数とその内訳

専任

■実務家教員数とその内訳（2010年度）■

（2010年5月1日現在。日弁連法曹養成対策室調べ）

	法科大学院名	専任教員		内実務家教員		内弁護士 教員数
		総数	内女性数	数	内女性数	
国立	北海道大学	24	0	6	0	4
国立	東北大学	26	5	6	0	2
国立	千葉大学	20	5	3	1	2
国立	筑波大学	16	2	5	0	5
国立	東京大学	65	2	18	1	13
国立	一橋大学	27	4	6	1	2
国立	横浜国立大学	20	3	6	2	4
国立	新潟大学	32	3	9	1	5
国立	信州大学	19	1	8	1	6
国立	静岡大学	20	2	5	0	5
国立	金沢大学	17	2	6	0	5
国立	名古屋大学	21	3	5	2	2
国立	京都大学	41	3	11	0	4
国立	大阪大学	28	4	6	1	3
国立	神戸大学	34	3	5	0	3
国立	島根大学	16	3	6	1	6
国立	岡山大学	20	2	5	2	5
国立	広島大学	19	1	7	0	4
国立	香川・愛媛大学	18	1	5	0	4
国立	九州大学	25	2	5	0	3
国立	熊本大学	19	4	5	2	4
国立	鹿児島大学	16	0	4	0	4
国立	琉球大学	15	1	7	0	7
公立	首都大学東京	15	3	7	2	2
公立	大阪市立大学	25	3	6	0	6
私立	北海学園大学	14	0	4	0	3
私立	東北学院大学	14	0	4	0	4
私立	白鷗大学	12	0	6	0	2
私立	大宮法科大学院大学	23	0	15	0	15
私立	獨協大学	17	1	8	0	8
私立	駿河台大学	13	2	6	0	4
私立	青山学院大学	14	0	7	0	6
私立	学習院大学	15	3	6	1	5
私立	慶應義塾大学	54	5	22	3	17
私立	國學院大学	18	6	6	0	6
私立	駒澤大学	15	2	3	0	3
私立	上智大学	23	3	7	1	6
私立	成蹊大学	19	2	7	0	7

	法科大学院名	専任教員		内実務家教員		内弁護士 教員数
		総数	内女性数	数	内女性数	
私立	専修大学	20	1	4	0	3
私立	創価大学	20	3	12	3	10
私立	大東文化大学	15	0	7	0	6
私立	中央大学	68	2	20	1	14
私立	東海大学	16	2	8	0	7
私立	東洋大学	14	1	6	0	6
私立	日本大学	34	1	12	0	7
私立	法政大学	20	2	6	0	4
私立	明治大学	56	9	21	3	17
私立	明治学院大学	17	3	10	2	8
私立	立教大学	20	3	6	1	6
私立	早稲田大学	74	7	20	4	11
私立	神奈川大学	15	1	4	1	4
私立	関東学院大学	14	1	5	1	5
私立	桐蔭横浜大学	23	3	12	1	12
私立	山梨学院大学	14	2	7	1	6
私立	愛知大学	16	2	8	1	7
私立	愛知学院大学	16	1	4	0	3
私立	中京大学	15	1	7	0	5
私立	南山大学	16	1	4	0	4
私立	名城大学	19	2	7	2	4
私立	京都産業大学	24	1	8	0	6
私立	同志社大学	36	1	8	0	4
私立	立命館大学	35	2	13	1	11
私立	龍谷大学	23	1	4	0	2
私立	大阪学院大学	13	0	5	0	4
私立	関西大学	28	3	8	1	6
私立	近畿大学	16	2	4	0	4
私立	関西学院大学	32	2	16	1	15
私立	甲南大学	23	3	8	0	7
私立	神戸学院大学	16	1	3	0	3
私立	姫路獨協大学	13	0	8	0	6
私立	広島修道大学	14	3	6	0	5
私立	久留米大学	14	0	4	0	3
私立	西南学院大学	16	0	7	0	4
私立	福岡大学	16	4	8	4	5
	74校合計	1,690	157	563	50	430

- 【注】 1. 研究者教員については、弁護士登録をしている場合でも、「実務家教員数」及び「弁護士教員数」には含めない。
 2. みなし専任、学部との重複専任を含む。みなし専任とは、専任教員以外の教員で、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者をいう。

兼任(非常勤)

■実務家教員数とその内訳(2010年度)■

(2010年5月1日現在。日弁連法曹養成対策室調べ)

	法科大学院名	兼任(非常勤)		内実務家教員		内弁護士 教員数		法科大学院名	兼任(非常勤)		内実務家教員		内弁護士 教員数
		総数	内女性数	数	内女性数				数	内女性数			
国立	北海道大学	18	1	17	1	16	私立	専修大学	24	1	16	1	12
国立	東北大学	22	1	15	1	12	私立	創価大学	19	1	12	1	11
国立	千葉大学	42	3	37	3	35	私立	大東文化大学	33	1	19	0	15
国立	筑波大学	31	5	18	3	16	私立	中央大学	64	7	52	6	44
国立	東京大学	32	2	23	1	20	私立	東海大学	25	1	21	1	13
国立	一橋大学	30	0	19	0	16	私立	東洋大学	20	6	8	3	8
国立	横浜国立大学	28	2	14	2	12	私立	日本大学	60	5	26	2	20
国立	新潟大学	12	0	8	0	2	私立	法政大学	41	4	24	1	18
国立	信州大学	17	2	11	0	7	私立	明治大学	21	1	13	0	7
国立	静岡大学	28	6	23	4	20	私立	明治学院大学	54	8	44	8	36
国立	金沢大学	26	3	20	3	19	私立	立教大学	19	7	9	2	8
国立	名古屋大学	13	2	7	1	6	私立	早稲田大学	61	10	39	7	22
国立	京都大学	55	8	47	7	44	私立	神奈川大学	18	2	8	1	7
国立	大阪大学	46	4	43	4	32	私立	関東学院大学	21	6	15	4	14
国立	神戸大学	19	4	15	3	14	私立	桐蔭横浜大学	2	0	1	0	1
国立	島根大学	13	3	1	1	1	私立	山梨学院大学	24	4	17	3	13
国立	岡山大学	56	5	48	4	40	私立	愛知大学	18	1	12	1	11
国立	広島大学	14	0	9	0	6	私立	愛知学院大学	19	2	13	1	10
国立	香川・愛媛大学	15	1	6	1	3	私立	中京大学	24	1	18	1	13
国立	九州大学	39	4	18	2	15	私立	南山大学	18	2	9	1	7
国立	熊本大学	23	1	11	1	9	私立	名城大学	21	2	17	2	11
国立	鹿児島大学	15	1	5	0	1	私立	京都産業大学	18	2	10	1	6
国立	琉球大学	8	3	6	3	5	私立	同志社大学	46	3	33	2	27
公立	首都大学東京	16	0	5	0	3	私立	立命館大学	20	4	12	2	11
公立	大阪市立大学	10	1	7	0	7	私立	龍谷大学	27	0	18	0	17
私立	北海学園大学	6	0	2	0	0	私立	大阪学院大学	13	0	5	0	5
私立	東北学院大学	17	0	9	0	6	私立	関西大学	30	2	23	2	18
私立	白鷗大学	18	1	4	0	2	私立	近畿大学	34	3	18	3	17
私立	大宮法科大学院大学	28	5	10	2	10	私立	関西学院大学	34	8	23	8	21
私立	獨協大学	17	3	6	0	3	私立	甲南大学	16	2	14	2	7
私立	駿河台大学	38	7	15	4	12	私立	神戸学院大学	12	2	5	2	4
私立	青山学院大学	39	2	28	1	26	私立	姫路獨協大学	18	3	8	1	7
私立	学習院大学	2	0	2	0	1	私立	広島修道大学	18	2	0	0	0
私立	慶應義塾大学	116	15	89	11	70	私立	久留米大学	9	0	1	0	1
私立	國學院大学	36	4	18	2	17	私立	西南学院大学	13	1	6	0	5
私立	駒澤大学	22	4	11	1	9	私立	福岡大学	16	3	13	2	11
私立	上智大学	23	2	18	2	17							
私立	成蹊大学	47	9	33	3	33							
								74校合計	1,967	221	1,260	142	1,025

【注】 兼任については、実務家教員数が14名(内弁護士実務家教員は10名)と少ないため、内訳については割愛した。

6 地方自治体における弁護士活動の実態

日弁連では、2010年4月に全国の地方自治体に対して、地方自治体における弁護士活動の実態に関するアンケートを実施した。

以下は、全国の地方自治体1,797（内訳は、都道府県…47、市区…809、町村…941）に郵送によるアンケートを行い、そのうち1,226自治体（内訳は、都道府県…47、市区…658、町村…521）から得た回答結果によるものである。

1. 弁護士資格を有する職員の採用状況

上段：回答数 下段：割合

(1) 弁護士資格を有する職員の有無

右の表は、全国の地方自治体における弁護士資格を有する職員の有無について、都道府県、市区、町村別にまとめたものである。

これを見ると、都道府県、市区町村ともに、弁護士資格を有する職員はほとんどいないことが分かる。

	いる	いない	無回答	回答総数
都道府県	1 2.1%	42 89.4%	4 8.5%	47 100.0%
市区	9 1.4%	635 96.5%	14 2.1%	658 100.0%
町村	0 0.0%	508 97.5%	13 2.5%	521 100.0%
全体	10 0.8%	1,185 96.7%	31 2.5%	1,226 100.0%

(2) 今後の採用予定

上記の「弁護士資格を有する職員の有無」の問いで「いない」と回答した地方自治体（1,185）に対して、「今後の採用予定」について聞いた結果が右の表である。ほとんどの自治体が「採用の予定はない」と回答している。

	ある	検討中	ない	無回答	回答総数
都道府県	1 2.4%	4 9.5%	34 81.0%	3 7.1%	42 100.0%
市区	1 0.2%	21 3.3%	600 94.5%	13 2.0%	635 100.0%
町村	0 0.0%	16 3.1%	486 95.7%	6 0.2%	508 100.0%
全体	2 0.2%	41 3.5%	1,120 94.5%	22 1.9%	1,185 100.0%

(3) 採用の支障となる要因（複数回答）

「弁護士を採用する場合の支障となる要因とは何か」との問いでは、「給与が高くなる」「費用対効果が計測しづらい」といった、給与や費用の問題を上げる自治体が半数近くを占めた。

	給与が高くなる	費用対効果が計測しづらい	弁護士以外の専門有資格者を利用している	弁護士を必要とする仕事がない	弁護士を利用する態勢が整っていない	能力に対する不安がある	その他	無回答	回答総数
都道府県	7 14.9%	12 25.5%	0 0.0%	6 12.8%	8 17.0%	0 0.0%	16 34.0%	11 23.4%	47 127.6%
市区	301 45.7%	290 44.1%	6 0.9%	76 11.6%	153 23.3%	9 1.4%	93 14.1%	107 16.3%	658 157.4%
町村	271 52.0%	262 50.3%	2 0.4%	130 25.0%	171 32.8%	6 1.2%	24 4.6%	71 13.6%	521 179.9%
全体	579 47.2%	564 46.0%	8 0.7%	212 17.3%	332 27.1%	15 1.2%	133 10.8%	189 15.4%	1,226 165.7%

【注】 1. (1)及び(2)の比率については、表示未満を四捨五入しているため、回答総数の比率の合計が100%にならない場合があるが、100%と表記している。
2. (3)の設問は複数回答可であるため、比率の合計は100%にならない。

2. 顧問弁護士の状況

上段：回答数 下段：割合

(1) 顧問弁護士の有無

右の表は、全国の地方自治体における顧問弁護士の有無について、都道府県及び市区、町村別にまとめたものである。

「顧問弁護士がいる」と回答した都道府県と市区はそれぞれ全体の約8割を占め、町村においても、約6割の自治体で顧問弁護士が就任している。

また、顧問弁護士がいると回答した地方自治体(900)における顧問弁護士の男女別人数については、男性の顧問弁護士が圧倒的に多い。

■顧問弁護士の有無■

	いる	いない	無回答	回答総数
都道府県	38 80.9%	9 19.1%	0 0.0%	47 100.0%
市区	558 84.8%	91 13.8%	9 1.4%	658 100.0%
町村	304 58.3%	209 40.1%	8 1.5%	521 100.0%
全体	900 73.4%	309 25.2%	17 1.4%	1226 100.0%

■顧問弁護士の就任状況（男女別人数）■

	0人		1人		2人		3人		4人		5人以上		無回答	回答自治体数
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
都道府県	0 0.0%	34 89.5%	7 18.4%	4 10.5%	14 36.8%	0 0.0%	5 13.2%	0 0.0%	6 15.8%	0 0.0%	6 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	38 100.0%
市区	6 1.1%	513 91.9%	366 65.6%	24 4.3%	108 19.4%	1 0.2%	35 6.3%	0 0.0%	13 2.3%	1 0.2%	11 2.0%	0 0.0%	19 3.4%	558 100.0%
町村	0 0.0%	287 94.4%	269 88.5%	4 1.3%	14 4.6%	0 0.0%	5 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.0%	0 0.0%	13 4.3%	304 100.0%
全体	6 0.7%	834 92.7%	642 71.3%	32 3.6%	136 15.1%	1 0.1%	45 5.0%	0 0.0%	19 2.1%	1 0.1%	20 2.2%	0 0.0%	32 3.5%	900 100.0%

(2) 顧問弁護士がいない自治体の法的問題の対応

以下は、上記の「顧問弁護士の有無」の問いで「いない」と回答した地方自治体(309)に対する、「法的な問題が生じた場合、どのように対応しているか」の回答について(自由記述回答)抜粋したものである。

◆自由記述回答の抜粋◆

【県】

- 事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
- 法務・文書室で対応し、必要に応じて担当室から弁護士に相談している。
- 法律相談に関し数名の弁護士と契約を締結し、法的な問題が生じた場合、随時相談できることとしている。
- 知事の権限に属する事務の遂行上発生した法律上の問題を適正に処理するため、各部等からの法律相談に応じる「法律顧問」を設置している。

【市区】

- 事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
- 特定の弁護士・弁護士法人と相談に関する委託契約を締結している。
- 市長会を通じて同会の顧問弁護士に相談している。
- 顧問契約は締結していないが、日常的に相談可能な弁護士が存在する。
- 「法律アドバイザー」として委嘱した弁護士に相談して対応している。

【町村】

- 事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
- 町村会を通じて同会の顧問弁護士に相談している。
- 町村会を通じて弁護士を紹介してもらっている。
- 町村会で実施している法律相談会を利用している。
- 県に照会の上、対応を協議する。
- 「行政アドバイザー」として弁護士を委嘱している。

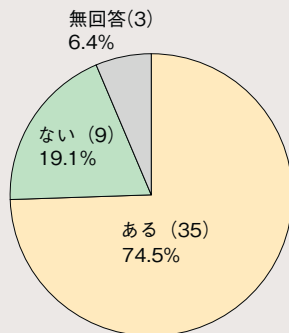
3. 弁護士による法律相談窓口の開設状況

以下は、全国の地方自治体における弁護士による一般市民向け法律相談窓口の開設状況について、日弁連が行ったアンケート結果に基づき、都道府県及び市区、町村に分けてまとめたものである。

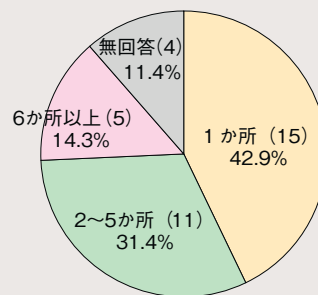
(1) 都道府県における法律相談窓口の開設状況

回答のあった47の都道府県における一般市民向けの弁護士による法律相談窓口の開設状況については、窓口を開設している都道府県は約7割を占めている

ア. 法律相談窓口の有無
【回答自治体数：47（100%）】



イ. 法律相談窓口設置数（面談相談の場合）
【回答自治体数：35（100%）】



ウ. 法律相談窓口の開設形式（複数回答）【回答自治体数：35（100%）】

■ 弁護士に委託する方式	回答数	割合
弁護士会への委託	24	68.6%
個々の弁護士への委託	9	25.7%
社会福祉協議会への委託	1	2.9%
その他	9	25.7%
合計	43	122.9%

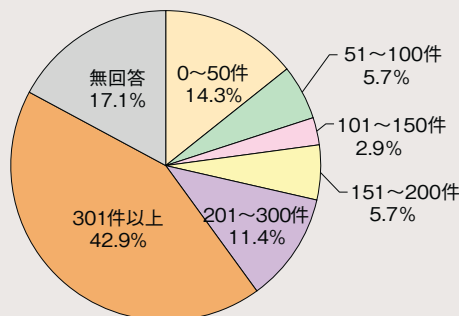
■ 相談方法	回答数	割合
面談相談	31	88.6%
電話相談	5	14.3%
テレビ電話相談	1	2.9%
その他	0	0.0%
合計	37	105.8%

■ 受付方法	回答数	割合
電話予約	26	74.3%
当日先着順	4	11.4%
その他	14	40.0%
合計	44	125.7%

■ 相談料	回答数	割合
無料面談相談	31	88.6%
有料面談相談	0	0.0%
無料電話相談	5	14.3%
合計	36	102.9%

【注】 「ウ.法律相談窓口の開設方式」の割合（%）は、回答自治体数35に対する比率であり、複数回答可のため比率の合計は100%にならない。

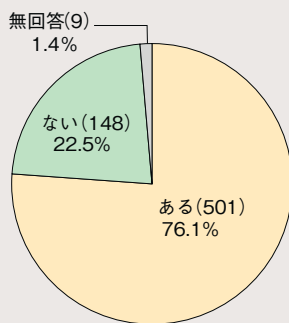
エ. 法律相談件数（2009年度総件数）
【回答自治体数：35（100%）】



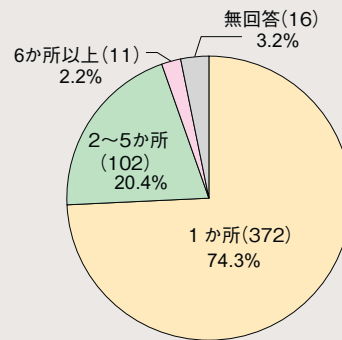
(2) 市区における法律相談窓口の開設状況

回答のあった658の市区における一般市民向けの弁護士による法律相談窓口の開設状況については、窓口を開設している市区は7割以上を占めている。法律相談窓口（面談相談）の設置数では、約7割の自治体が1か所と回答しており、複数か所（2～5か所+6か所以上）は約2割となっている。

ア. 法律相談窓口の有無
【回答自治体数：658（100%）】



イ. 法律相談窓口設置数（面談相談の場合）
【回答自治体数：501（100%）】



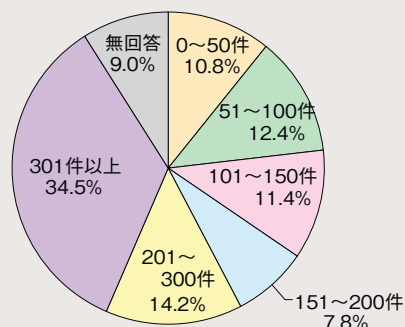
ウ. 法律相談窓口の開設形式（複数回答）【回答数自治体数：501（100%）】

■ 弁護士に委託する方式			■ 相談方法		
	回答数	割合		回答数	割合
弁護士会への委託	306	61.1%	面談相談	497	99.2%
個々の弁護士への委託	10	2.0%	電話相談	2	0.4%
社会福祉協議会への委託	232	46.3%	テレビ電話相談	3	0.6%
その他	49	9.8%	その他	13	2.6%
合計	597	119.2%	合計	515	102.8%

■ 受付方法			■ 相談料		
	回答数	割合		回答数	割合
電話予約	446	89.0%	無料面談相談	484	96.6%
当日先着順	57	11.4%	有料面談相談	2	0.4%
その他	135	26.9%	無料電話相談	2	0.4%
合計	638	127.3%	合計	488	97.4%

【注】 「ウ.法律相談窓口の開設方式」の割合（%）は、回答自治体数501に対する比率であり、複数回答可のため比率の合計は100%にならない。

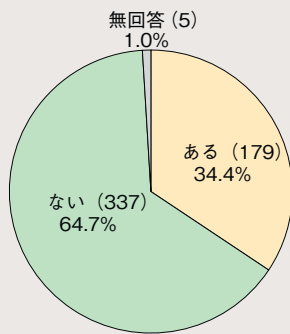
エ. 法律相談件数（2009年度総件数）
【回答自治体数：456（100%）】



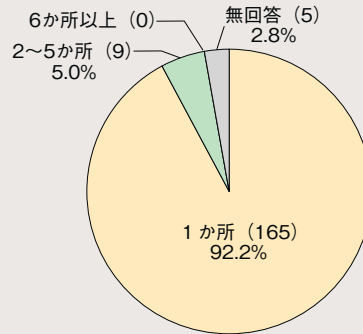
(3) 町村における法律相談窓口の開設状況

回答のあった521の町村における一般市民向けの弁護士による法律相談窓口の開設状況については、窓口を開設している町村は全体の約3割となっている。法律相談窓口（面談相談）の設置数では、その9割が1か所であり、都道府県や市区と比べ規模の小さいものであることが分かる。

ア. 法律相談窓口の有無
【回答自治体数：521（100%）】



イ. 法律相談窓口設置数（面談相談の場合）
【回答自治体数：179（100%）】



ウ. 法律相談窓口の開設形式（複数回答）【回答数自治体数：179（100%）】

弁護士に委託する方式	回答数	割合
弁護士会への委託	62	34.6%
個々の弁護士への委託	20	11.2%
社会福祉協議会への委託	100	55.9%
その他	22	12.3%
合計	204	114.0%

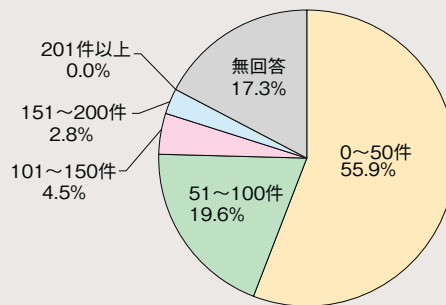
相談方法	回答数	割合
面談相談	179	100.0%
電話相談	6	3.4%
テレビ電話相談	1	0.6%
その他	1	0.6%
合計	187	104.5%

受付方法	回答数	割合
電話予約	134	74.9%
当日先着順	49	27.4%
その他	21	11.7%
合計	204	114.0%

相談料	回答数	割合
無料面談相談	176	98.3%
有料面談相談	1	0.6%
無料電話相談	6	3.4%
合計	183	102.3%

【注】「ウ.法律相談窓口の開設方式」の割合（%）は、回答自治体数179に対する比率であり、複数回答可のため比率の合計は100%にならない。

エ. 法律相談件数（2009年度総件数）
【回答自治体数：179（100%）】



4. 弁護士を委員として委嘱している地方自治体の委員会等

下記表は、「弁護士を委員として委嘱している」と回答した全国の地方自治体1,226（内訳は、都道府県…47、市区…522、町村…167）のアンケート結果に基づきまとめたものである。特に情報公開審査会と個人情報保護審査会において、委嘱している自治体が多いことが分かる。また、「情報公開審査会」と「個人情報保護審査会」の2つを併せて「情報公開・個人情報保護審査会」として設置している自治体も多い。

■ 弁護士を委員として委嘱している委員会等及び弁護士委員数 ■

(2010年4月1日現在)

委員会等	自治体数			都道府県委員数			市区委員数			町村委員数		
	都道府県	市区	町村	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
情報公開審査会	42	381	133	41	16	57	350	84	434	123	10	133
個人情報保護審査会	39	379	119	33	15	48	341	87	428	107	10	117
情報公開・個人情報保護審査会	3	72	10	8	1	9	91	31	122	21	3	24
土地利用審査会	43	18	0	30	13	43	10	8	18	0	0	0
公害審査会	37	12	0	37	25	62	12	4	16	0	0	0
開発審査会	40	66	1	33	7	40	59	10	69	1	1	2
建設工事紛争審査会	43	15	0	43	29	72	14	3	17	0	0	0
環境審議会	31	35	3	17	17	34	31	5	36	3	3	6
精神医療審査会	41	16	0	38	14	55	15	8	23	0	0	0
消費生活審議会	40	28	0	35	14	49	26	8	34	0	0	0
消費者苦情処理委員会	22	8	0	21	10	31	8	3	11	0	0	0
介護保険審査会	41	3	0	38	18	56	1	2	3	0	0	0
自然環境保全審議会	10	1	0	5	6	11	1	0	1	0	0	0
都市計画審議会	31	59	3	12	19	31	41	0	60	3	2	5
公務災害補償等認定委員会	23	58	3	17	8	25	55	3	58	3	0	3
公務災害補償等審査会	34	63	3	27	7	34	56	8	64	1	2	3
建築審査会	36	148	0	30	7	37	128	24	152	0	0	0
社会福祉審議会	27	19	0	11	16	27	13	7	20	0	0	0
感染症審査協議会	26	36	0	24	14	38	29	14	43	0	0	0
人事委員会	43	19	0	40	3	43	18	2	20	0	0	0
国民健康保険審査会	28	3	2	21	7	28	2	2	4	2	1	3
労働委員会	46	1	0	46	22	68	1	0	1	0	0	0
精神保健福祉審議会	16	13	5	11	6	17	7	6	13	0	0	0
選挙管理委員会	31	26	0	30	3	33	23	5	28	0	3	8
収用委員会	44	0	0	44	16	60	0	0	0	0	0	0
公安委員会	13	3	0	11	2	13	3	2	5	0	0	0
地域包括支援センター運営協議会	0	22	3	0	0	0	16	7	23	3	3	6
公平委員会	0	73	1	0	0	0	77	10	87	1	0	1
政治倫理審査会	0	26	11	0	0	0	25	5	30	12	0	12
男女共同参画等	18	38	0	11	9	20	23	22	45	0	0	0
その他	30	240	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【注】「その他」には、公益認定等審議会、医療審議会、固定資産評価審査委員会など様々な委員会が含まれる。よって、「その他」の男女数の内訳は割愛した。

7 地方自治体の外部監査制度における弁護士の関与状況

地方分権を進めていくためには行政に対する住民の信頼を確保することがきわめて重要であり、そのためには地方公共団体の監査機能を充実・強化させていくことが必須である。

外部監査制度とは、従来の監査委員の監査に加え、より専門的で独立の立場から、自治体と外部監査契約を結んだ外部監査人が監査を行うことができる制度である。1997年6月、監査機能の専門性・独立性を一層充実させるため、地方自治法の改正により導入された（1998年10月1日施行）。

外部監査では、細かな数字や帳尻が合っているかどうかということよりも、行政運営全般にわたってその違法性や効率性・合理性がチェックの対象となる。そうすると、法律の解釈適用や事実認定を日常的、専門的に行っている弁護士は外部監査人として最もふさわしいといえる。

下記表は、日弁連のアンケート調査による地方自治体における外部監査人の就任状況をまとめたものである。日弁連は、外部監査人に弁護士を推薦しているが、現在までのところ、外部監査人には公認会計士が就任している例が多く、弁護士が就任している例は少ない。今後さらに多くの弁護士が外部監査人に就任することが望まれる。

■外部監査人就任状況の推移■

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	
監査資格自治体	103	103	108	107	113	112	111	
監査人	弁護士	9	9	6	7	9	11	9
	公認会計士	74	84	85	85	104	89	90
	税理士ほか	2	3	4	3	3	4	6
	未回答	18	7	12	12		8	6
廃止			1					
補助者（弁護士）	32	33	29	34	37	39	39	

【注】公認会計士兼税理士は公認会計士としてカウントしている。

■外部監査人に弁護士が就任している自治体及び補助者に弁護士が就任している自治体■

	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
	外部監査人	補助者	外部監査人	補助者	外部監査人	補助者	外部監査人	補助者
北海道	○	2人	○	2人				1人
札幌市	○	3人	○	3人				
旭川市		1人		1人		1人		
山形県				1人				1人
目黒区	○	4人	○	4人	○	3人	○	3人
大田区						1人		
八王子市								2人
横浜市	○	1人	○	1人	○	1人		
川崎市		2人						
山梨県	○							
長野市						1人		1人
新潟市					○		○	
静岡県		1人		1人		1人		1人
浜松市		1人		1人				
名古屋市					○	6人	○	6人
豊田市			○	5人	○	4人	○	6人
三重県		1人		1人		1人		1人
岐阜市		1人		1人		1人		1人
金沢市		1人		1人		1人		
大阪府	○	5人	○	5人		1人		1人
高槻市		1人				1人		1人
東大阪市						1人		1人
堺市					○	3人	○	3人
八尾市		1人						1人

	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
	外部監査人	補助者	外部監査人	補助者	外部監査人	補助者	外部監査人	補助者
奈良市		1人		1人				1人
和歌山県		1人		1人		1人		1人
広島県		1人	○	2人	○	1人		1人
岡山県			○	2人	○	4人		
岡山市		1人		1人	○		○	1人
倉敷市								1人
島根県					○		○	1人
香川県		2人						
丸亀市		1人				1人		
徳島県	○	1人	○	1人	○	1人	○	1人
松山市				1人		1人		
長崎県						1人		1人
長崎市				1人		1人		
沖縄県		1人				1人	○	1人

【注】上記表は、日弁連のアンケート集計によるもの。

8 弁護士登録をしている国会議員等

下記の表は、2010年9月末日現在、弁護士登録をしている国会議員及び地方公共団体の首長の一覧である。また、同年9月現在の組閣では、内閣官房長官に仙谷由人氏（衆議院議員民主党）、厚生労働大臣に細川律夫氏（衆議院議員民主党）が就任している。

■衆議院議員(20名)■

氏名	選挙区	会派	弁護士会	修習期
枝野 幸男	埼玉5区	民主党	第二東京	43期
階 猛	岩手1区	民主党	岩手	56期
仙谷 由人	徳島1区	民主党	第二東京	23期
辻 恵	大阪17区	民主党	東京	33期
筒井 信隆	新潟6区	民主党	新潟県	22期
平岡 秀夫	山口2区	民主党	山口県	旧々法5条2号
細川 律夫	埼玉3区	民主党	埼玉	26期
山田 正彦	長崎3区	民主党	長崎県	24期
横糸 勝仁	比例南関東	民主党	横浜	60期
稲田 朋美	福井1区	自民党	福井	37期
高村 正彦	山口1区	自民党	山口	20期
柴山 昌彦	比例北関東	自民党	東京	53期
棚橋 泰文	岐阜2区	自民党	岐阜県	43期
谷垣 禎一	京都5区	自民党	第二東京	34期
山本 有二	高知3区	自民党	第一東京	35期
漆原 良夫	比例北陸信越	公明党	東京	23期
大口 善徳	比例東海	公明党	静岡県	33期
富田 茂之	比例南関東	公明党	千葉県	38期
照屋 寛徳	沖縄2区	社民党	沖縄	24期
横路 孝弘	北海道1区	無所属	札幌	20期

(順不同・敬称略)

■参議院議員(11名)■

氏名	選挙区	会派	弁護士会	修習期
江田 五月	岡山	民主党	岡山	20期
小川 敏夫	東京	民主党	東京	25期
前川 清成	奈良	民主党	大阪	42期
松野 信夫	熊本	民主党	熊本県	34期
丸山 和也	比例区	自民党	第一東京	25期
森 雅子	福島	自民党	福島県	47期
古川 俊治	埼玉	自民党	東京	51期
荒木 清寛	比例区	公明党	愛知県	36期
魚住 裕一郎	比例区	公明党	東京	35期
山口 那津男	東京	公明党	東京	34期
福島 瑞穂	比例区	社民党	第二東京	39期

(順不同・敬称略)

■地方公共団体の首長(8名)■

氏名	自治体名	弁護士会	修習期	氏名	自治体名	弁護士会	修習期
上田 文雄	北海道札幌市	札幌	30期	鈴木 俊美	栃木県下都賀郡大平町	栃木県	32期
神保 国男	埼玉県戸田市	埼玉	22期	橋下 徹	大阪府	大阪	49期
川合 善明	埼玉県川越市	東京	31期	獅山 向洋	滋賀県彦根市	滋賀	18期
野平 匡邦	千葉県銚子市	第一東京	法5条2号	白井 博文	山口県山陽小野田市	山口県	20期

【注】「地方公共団体の首長」の表は、日弁連による2010年4月に実施した地方自治体アンケート調査によるもので、2010年9月現在時点でも首長であることが確認できた者8名を表にしたものである。未回答の自治体や同アンケート以降に首長になった者がいた場合、人数は増えることになる。